

多賀町公共施設等総合管理計画



平成 28(2016)年 6月

令和 6 (2024)年 3月 改訂



目次

第1章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題	2
1.1 公共施設等の現況と課題	2
1.1.1 計画策定にあたって	2
1.1.2 対象施設	3
1.1.3 施設の保有状況	4
1.1.4 対象施設の現況と課題	10
1.2 総人口及び年代別人口についての今後の見通し	11
1.2.1 人口・ニーズの現況と課題	11
1.3 財政の現状と課題	13
1.3.1 財政全般の現況と見通し及び課題	13
1.3.2 投資的経費、維持補修費の見通し	16
1.3.3 単純建替えに基づく推計	18
1.3.4 長寿命化に基づく推計	19
1.3.5 インフラ資産の推計	21
1.3.6 経費推計の検証	22
1.4 本町の将来都市像	23
1.5 公共施設等の現況及び課題に関する基本認識	24
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	25
2.1 計画の管理方針	25
2.1.1 公共施設等マネジメントの理念・目的	25
2.1.2 計画期間	27
2.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	28
2.2.1 総合管理計画策定についての基本的な方針	28
2.2.2 公共施設等の数量に対する数値目標の設定方法	29
2.2.3 実施方針	30
2.3 取組体制と情報管理	34
2.3.1 取組体制	34
2.3.2 情報管理・共有	35
2.4 フォローアップの実施方針	36
2.4.1 公共施設等マネジメント業務サイクルによるフォローアップ	36
2.4.2 議会や住民との情報共有	36
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	37
3.1 施設類型ごとの基本方針	37
3.2 市民文化系施設	38
3.3 社会教育系施設	39
3.4 スポーツ・レクリエーション系施設	40
3.5 産業系施設	41

3.6	学校教育系施設	42
3.7	子育て支援施設	43
3.8	保健福祉施設	44
3.9	行政系施設	45
3.10	公園施設	46
3.11	供給処理施設	46
3.12	上水道施設	47
3.13	その他施設	48

まえがき

本町は、滋賀県の湖東地域に位置し、米原市・彦根市・愛荘町、岐阜県大垣市、三重県いなべ市に隣接し、総面積 135.77km² のうち約 86%は山林に占められています。現在の本町は、昭和 30 年に旧多賀町、大滝村、脇ヶ畑村、の 3 町村の合併により誕生しました。平成 27 (2015) 年の国勢調査人口は 7,355 人、令和 2 (2020 年) の国勢調査人口は 7,274 人となっており、今後人口減少と少子高齢化が進むと考えられます。

これまで町民サービス向上のため、公共施設等の整備を進めてまいりました。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行により、公共施設等の利用需要が変化していくことも予想されています。また、老朽化が顕著となった公共施設等も多数存在しており、今後は施設改修や更新、長寿命化等を計画的に進めていく必要があります。

更に、人口減少に伴う税収等の減少や高齢化社会の進行に伴う社会保障費の増加にも対応していく必要があり、厳しい財政状況となることが予測されます。

このような状況下において、公共施設等の機能を適正に維持していくためには、公共施設全体を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、「公共施設等の最適化」を導き、財政負担を可能な限り軽減・平準化する必要があります。こうしたファシリティマネジメント（資産・利用環境を総合的かつ統括的に企画、管理、活用すること）の考え方にもとづき、町の大切な資産である公共施設等について、適正な維持・管理等に努めることが求められています。このうえで、持続可能な財政運営のためには、公共施設等の再配置、集約・複合化等に及ぶ、公共施設マネジメントの適正管理方針を将来的に検討していくものとなります。

平成 28 (2016) 年に多賀町公共施設等総合管理計画^{※2}（以下、本計画）を策定したところですが、今般、本町における直近の公共施設等を取り巻く環境や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点をもって公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に計画を改定しました。

今後は、上記の背景を踏まえ、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進して参ります。本町の将来の施設のあり方について多大なるご理解とご協力をお願いいたします。

※2 公共施設等総合管理計画：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財 75 号 平成 26 年 4 月 22 日）で示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠

第1章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題

1.1 公共施設等の現況と課題

1.1.1 計画策定にあたって

本町では、令和3（2021）年3月に「第6次多賀町総合計画」を策定し、「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす 多賀の未来」を将来像として掲げ、まちづくりを推進しています。また、「多賀町行政改革大綱」（令和3（2021）年3月）では、財政基盤の安定化を実現すべく、町有資産の適正化と戦略的な維持管理・更新のために、将来的な施設数の適正化や、老朽化の進む資産を戦略的に維持管理・更新を行うこととされています。

本計画（改訂版）は、平成26（2014）年4月22日付け総務大臣通知の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」において策定を要請されている「公共施設等総合管理計画」であり、また、同日付け総務省通知の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の要件を満たすものです。

また、令和3（2021）年1月26日付け総務省通知の「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」及び令和4（2022）年4月1日付け総務省通知の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」において要請されている「ユニバーサルデザイン化の推進方針」や、「脱炭素化の推進方針」等を反映したものです。

本町は、平成28（2016）年8月の「多賀町公共施設等総合管理計画」策定以後、令和3（2021）年3月策定の「第6次多賀町総合計画」に基づき、公共施設の管理運営を進めてきました。本計画（改訂版）は、これらの計画を踏まえ、さらに長期的な視点から公共施設等の管理運営方針を定めるものです。

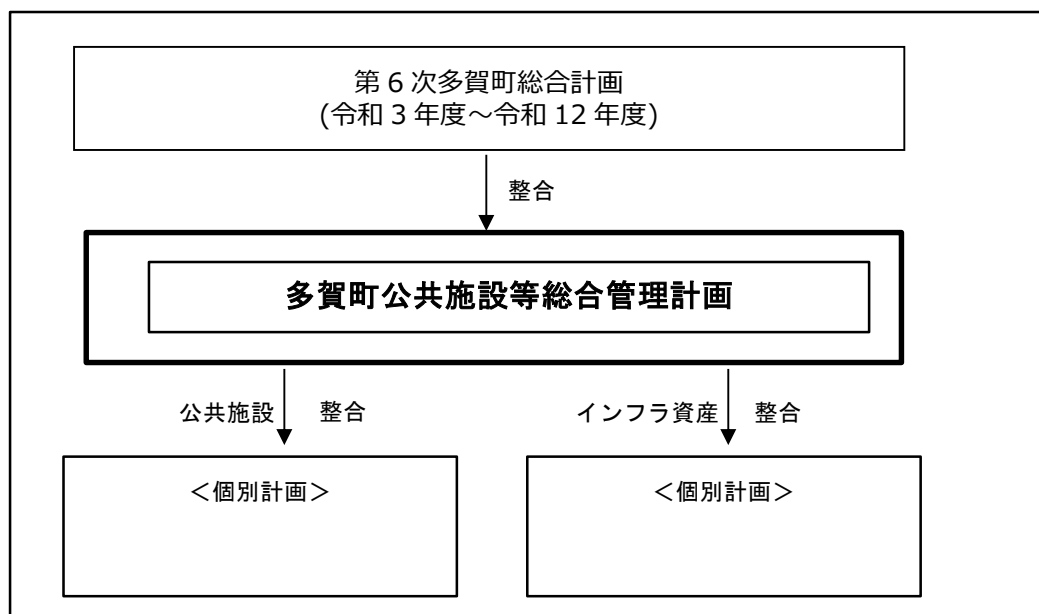


図 11 本計画の位置付け

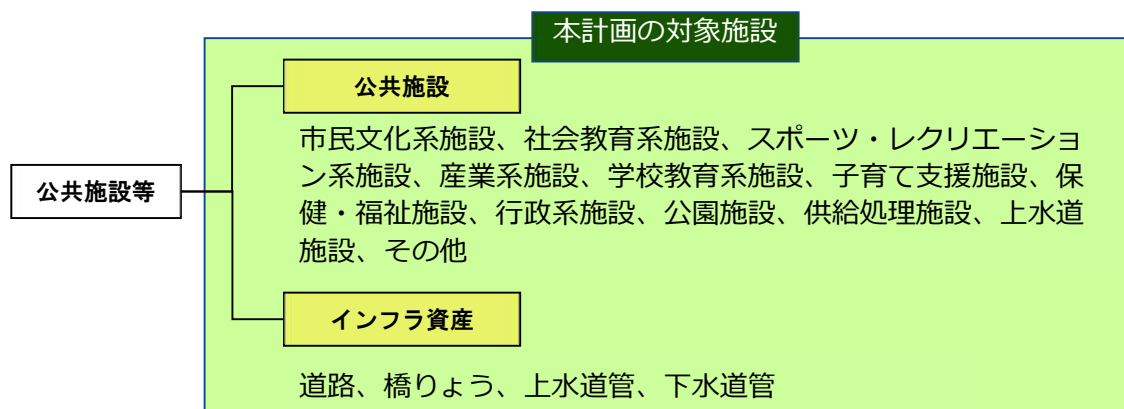
1.1.2 対象施設

本計画で対象とするものは、本町の保有する公共施設等のうち、公共施設、インフラ資産とします。ただし、町有財産であっても、実情は町以外の者が管理し、光熱水費や修繕費等の施設管理費を管理者自らが負担している施設については、町の負担が発生していないことから、当計画の対象外としています。(自治会の集会所など)

公共施設については、総務省の示す事例にもとづき、施設類型別に市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公園施設、供給処理施設、上水道施設、その他に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

インフラ資産については、類型別に道路、橋りょう、上水道管、下水道管に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

対象とする施設は、基本的に地域区分、用途、耐用性（築年数）等に関わらず全施設とします。しかし、本計画を検討する際に、将来必要と想定されるコストシミュレーションの実施時などにおいては、50㎡未満の小規模施設は対象外とします。また、施設についての現状を把握する際に、項目に応じて、その施設内の代表的な棟を対象として扱うこととします。



(※) 大分類、中分類は総務省の事例にもとづく

図 1-1 対象施設

1.1.3 施設の保有状況

町が所有している公共施設は56施設148棟、延床面積の合計は53,690㎡となっています。

また、住民一人あたりの公共施設延床面積は、6.84㎡となっています。(令和3年値)

(1) 用途分類別施設状況

大分類	中分類	施設詳細				
市民文化系施設	集会施設	1	多賀町中央公民館 「多賀結いの森」			
	文化施設	1	淡海文化創造館			
社会教育系施設	図書館	1	※(あけぼのパーク多賀 (図書館))			
	博物館等	3	あけぼのパーク多賀(博物館)	あけぼのパーク多賀(文化財センター)	歴史民俗資料館	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8	多賀町B & G海洋センター	多賀町民グラウンド	滝の宮スポーツ公園	滝の宮スポーツ公園グラウンド・ゴルフ場
			多賀町民柔剣道場	大君ヶ畑体育館	多賀町フィットネス&カルチャーセンター	多賀町勤労者体育センター
	レクリエーション施設・観光施設	1	高取山ふれあい公園			
産業系施設	産業系施設	1	林業会館			
学校教育系施設	学校	4	多賀中学校	多賀小学校	大滝小学校	大滝通級指導教室
子育て支援施設	幼保・こども園	3	多賀ささゆり保育園	大滝たきのみやこども園	久徳うぐいすこども園	
	幼児・児童施設	2	多賀町放課後児童クラブ(第一施設)	多賀町放課後児童クラブ(第二施設)		
保健・福祉施設	その他社会保険施設	3	清涼ファミリーステーション	川相生活改善センター	多賀町総合福祉保健センター	
行政系施設	庁舎等	2	多賀町役場	大滝漁業管理休憩所(川相出張所)		
	消防施設	5	佐目消防センター	久徳消防センター	敏満寺消防センター	芹谷消防センター
			大滝消防センター			
その他行政系施設	2	四手地区防災資機材等備蓄施設	防災備蓄倉庫			
公園施設	公園施設	2	四手公園	多賀公園		
供給処理施設	供給処理施設	2	菅原地区農業集落排水処理場	佐目地区農業集落排水処理場		
上水道施設	上水道施設	9	敏満寺浄水場	川相浄水場	仏ヶ後浄水場	大君ヶ畑浄水場
			南後谷浄水場	梨ノ木配水池	大杉加圧所	大谷加圧所
			水谷加圧所			
その他	その他	6	スクールバス車庫	旧育苗センター内倉庫 動体倉庫	除雪車車庫(多賀)	びわ湖東部中核工業団地(新)除雪施設
			びわ湖東部中核工業団地除雪施設	旧大君ヶ畑保育所		

(※) 複合施設のうち副となる施設

(※) 大分類、中分類は総務省の事例にもとづく

表 1-2 用途分類別の公共施設の施設数、棟数、延床面積

大分類	中分類	施設数 (ヶ所)		棟数 (ヶ所)		延床面積 (㎡)	
			構成比		構成比		構成比
市民文化系施設	集会施設	1	1.8%	1	0.7%	2,594	4.8%
	文化施設	1	1.8%	1	0.7%	102	0.2%
社会教育系施設	図書館	1	1.8%	1	0.7%	0	0.0%
	博物館等	3	5.4%	3	2.0%	5,115	9.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8	14.3%	21	14.2%	7,303	13.6%
	レクリエーション	1	1.8%	24	16.2%	2,335	4.3%
産業系施設	産業系施設	1	1.8%	1	0.7%	490	0.9%
学校教育系施設	学校	4	7.1%	38	25.7%	16,532	30.8%
子育て支援施設	幼保・こども園	3	5.4%	5	3.4%	5,094	9.5%
	幼児・児童施設	2	3.6%	4	2.7%	725	1.4%
保健・福祉施設	その他社会保険施	3	5.4%	4	2.7%	5,361	10.0%
行政系施設	庁舎等	2	3.6%	15	10.1%	5,098	9.5%
	消防施設	5	8.9%	5	3.4%	500	0.9%
	その他行政系施設	2	3.6%	2	1.4%	105	0.2%
公園施設	公園施設	2	3.6%	2	1.4%	28	0.1%
供給処理施設	供給処理施設	2	3.6%	2	1.4%	638	1.2%
上水道施設	上水道施設	9	16.1%	10	6.8%	915	1.7%
その他	その他	6	10.7%	9	6.1%	756	1.4%
合計		56	100.0%	148	100.0%	53,690	100.0%

(※) 棟数について、複合施設の場合は主となる分野で集計

① 延床面積

用途分類別の延床面積の構成比をみると、最も多いのが「学校教育系施設」となり、約3割を占めています。次いで「スポーツ・レクリエーション系施設」が18.0%、「子育て支援施設」が10.8%となっています。

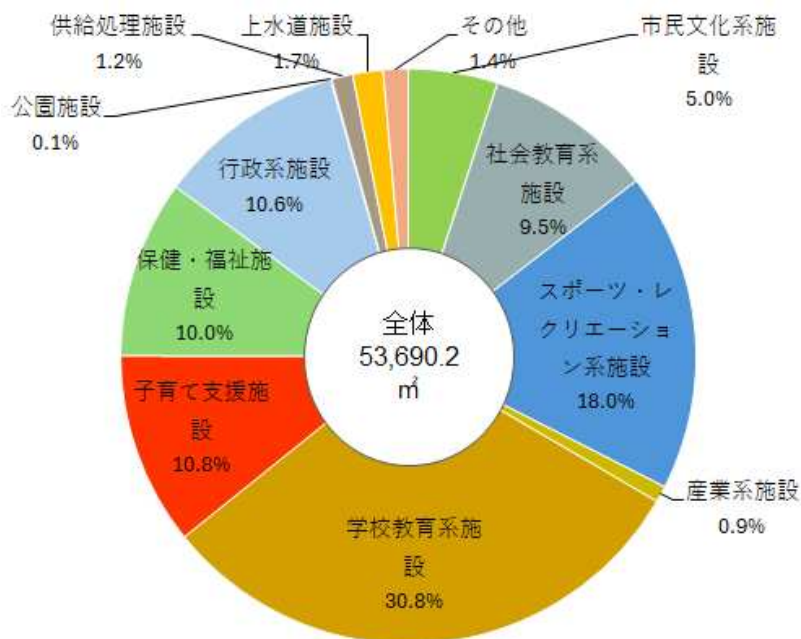


図 1-3 施設延床面積構成比

② 施設整備水準

本町住民一人当たりの公共施設延床面積について、近隣の人口規模が同程度（0.8万人～0.9万人）の他都市と比較してみると、該当する10町の平均は6.13㎡/人となっていて、本町は施設数が多い部類となっていることがわかります。（参考：全国平均の一人当たり面積は、1.60㎡/人となっています。）

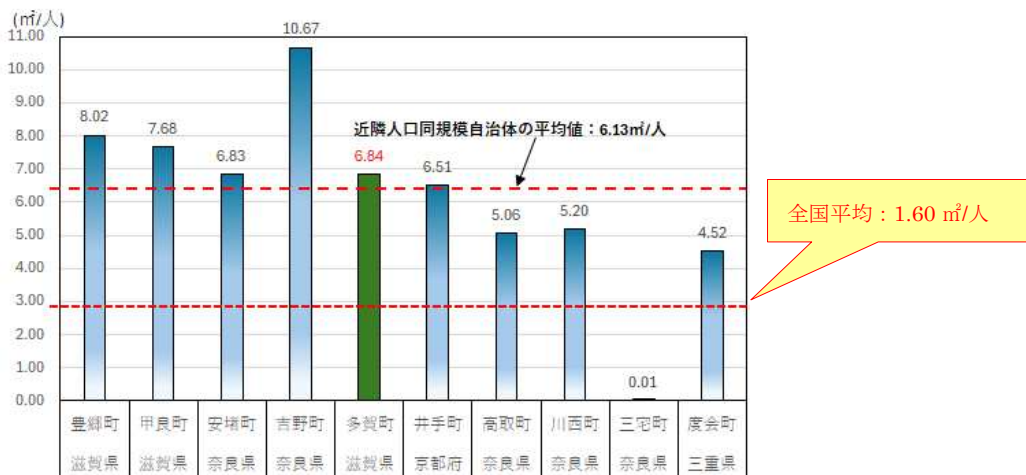


図 1-4 住民一人当たりの公共施設延床面積の比較
出典：総務省 公共施設総合管理計画調査（令和3年度）

(2) 建築年ごとの公共施設の面積推移

① 用途分類別・建築年度別の整備状況

公共施設の整備状況を用途分類別・建築年度別の延床面積で見ると、昭和40年以降から昭和55年ごろにかけて、学校教育系施設を中心に多くの施設整備が行われており、延床面積が急増しています。今後は学校施設を中心に大規模な改修・修繕、更新が必要となります。

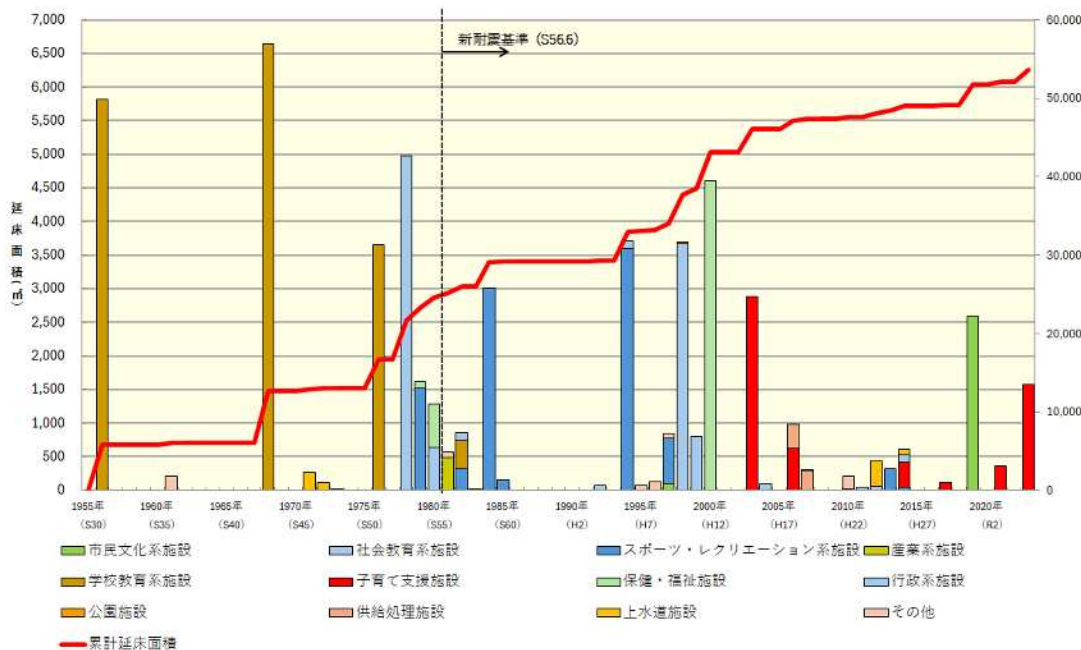


図 1-5 建築年ごと面積推移

② 建築年数別の状況

建築年数別に延床面積の構成比をみると、「築21～30年」が25.8%で最も多く、次いで「築51年以上」の施設が24.3%で、同じぐらいの割合となっています。3番目は「築41～50年」の24.2%となっています。

築31年以上の面積は、全体の54.5%です。今後は大規模改修、建替えなど投資的経費の見込み額が大きくなり、財政負担が増える構造です。

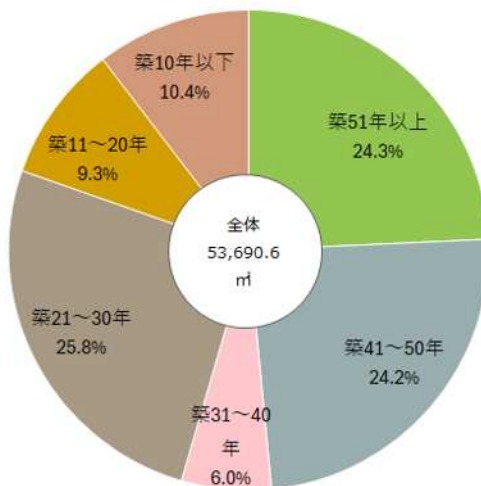


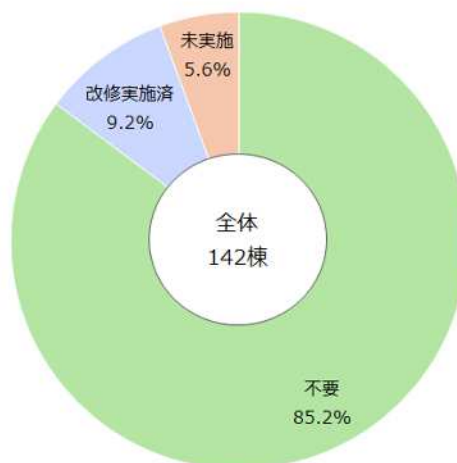
図 1-6 建築年数別延床面積構成比

(3) 耐震改修の状況

① 棟ごとにみた耐震改修状況

耐震改修の状況別の棟数の構成比をみると、「不要」が最も多く85.2%、「改修実施済」が9.2%となっており、耐震化率は、94.4%となっています。

「未実施」：昭和56年の新耐震基準以前の建物で、耐震診断自体が未実施である建物または、耐震診断の結果が、耐震改修が必要となったが耐震改修を実施していない建物



「不要」：昭和56年の新耐震基準以降の建物または、耐震診断を実施した結果、耐震改修が不要と判定された建物

図 1-7 耐震改修状況（棟別）

② 用途分類別の耐震改修状況

用途分類別に耐震改修状況を見ると、学校教育系施設は、「不要」と「改修実施済」により、100%の耐震改修済みとなっています。同様にスポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、子育て支援施設、行政系施設等も100%となっています。

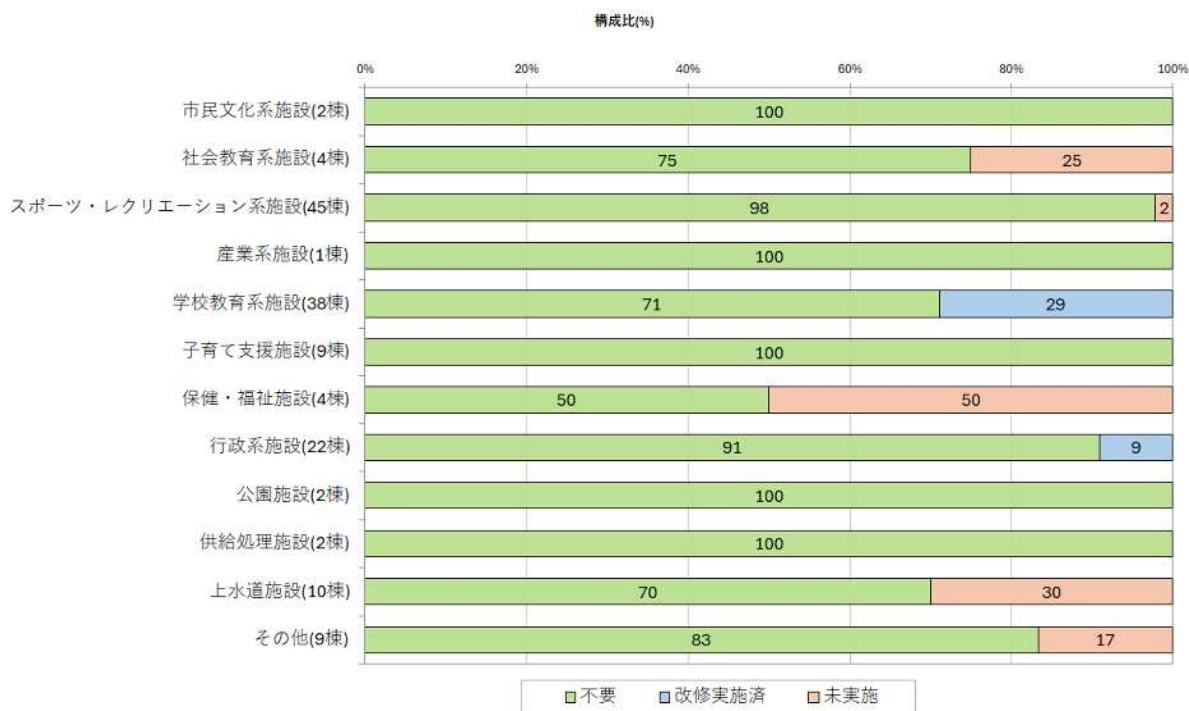


図 1-8 用途分類別耐震改修状況構成比 (棟別)

(4) インフラの状況

本町のインフラ資産の状況を見てみると、上水道が1990年代の初めに、下水道は1990年代の後半に集中的に整備されています。上下水道ともに、1990年度以降は年度によらず継続的に整備されています。

表 1-3 インフラ資産状況

大分類	延長 (m)	面積 (㎡)
道路	135,445	715,154
橋りょう	1,638	7,893
上水道	122,806	-
下水道	93,648	-
合計	353,537	723,047

(m)

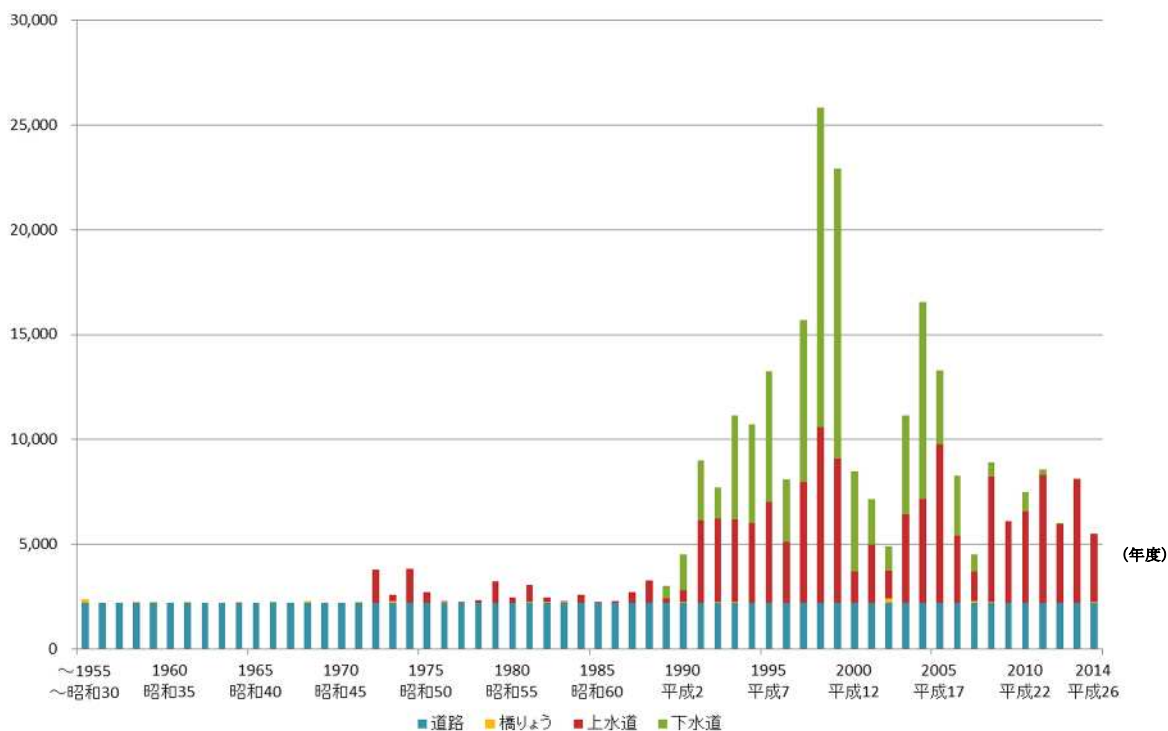


図 1-9 インフラ資産年度別整備延長

※道路は総延長を対象期間である 60 年に均等に割り振った数値を使用。

橋りょうは、面積をもとに、平均幅員 4.81mとして算出した延長を使用。

(5) 有形固定資産減価償却率の推移

本町が所有する公共施設等の減価償却率の推移は次の通りです。

本町の令和 3(201)年の有形固定減価償却率は 53.4%です。類似団体平均値 66.3%より低い値を示しています。

類似団体よりも公共施設等の老朽化は進展していない現状ですが、築 31 年超の施設が全体の 5 割を超えているため、今後の適正管理については検討が必要です。

表 1-4 有形固定減価償却率の推移

団体	平成 29 年 2017	平成 30 年 2018	令和 1 年 2019	令和 2 年 2020	令和 3 年 2021
多賀町	48.9%	48.1%	49.5%	51.9%	53.4%
類似団体 平均値	59.1%	61.2%	62.9%	64.2%	66.3%

1.1.4 対象施設の現況と課題

(1) 本町の公共施設の現況と課題

現況

- 本町は公共施設を昭和 40 年代から 50 年代に集中的に整備しており、施設の老朽化が進行しています。
- 年度別の施設の延床面積割合をみると、築 31 年を超える施設が 54.5%となっており、今後は大規模改修、建替え等の投資額が増えることが予見されます。
- 昭和 56 年以前の旧耐震基準の施設に対する耐震化状況について、小中学校等の耐震改修は 100%で完了（取り壊し済み施設は除く）しているものの、そのほかの施設では未実施となっている建物もまだ残っています。

課題

- 築 30 年を超える施設が占める割合が高くなっており、それらの多くが一部時期に集中しています。また、特定の施設（庁舎、あけぼのパーク多賀、総合福祉センター）は他の施設と比較しても規模が大きく、今後これらの施設の大規模改修や更新時期が集中することが予想され、財政的な負担が懸念されます。
- 老朽化の進行に伴い、施設の機能低下に対する修繕・建替や、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震・第 2 次琵琶湖西岸断層帯 による地震などの災害に対する耐震化の促進、長寿命化対策など、維持更新費用の確保などに取り組むことが必要になっています。
- 施設の約 2 割弱の面積を占めるスポーツ・レクリエーション系施設は、今後の人口構成変化に対応した活用方法の検討が必要となってきます。

1.2 総人口及び年代別人口についての今後の見通し

1.2.1 人口・ニーズの現況と課題

全国的に本格的な人口減少時代に突入しようとしています。出生数の減少と、高齢人口の増加に伴い死亡数が増加していることが大きな要因となっていると考えられます。今後もこの傾向に変わりはなく、わが国の総人口は減少を続けていくと考えられています。

本町も全国的な動向と同じく、今後、人口構成の変化、少子高齢化が進んでいくと考えられます。これに合わせて住民ニーズが変化していくことが予想されます。

このような、人口の減少や人口構成の変化に応じた住民ニーズを把握し、公共サービスのあり方を対応させていく必要があります。

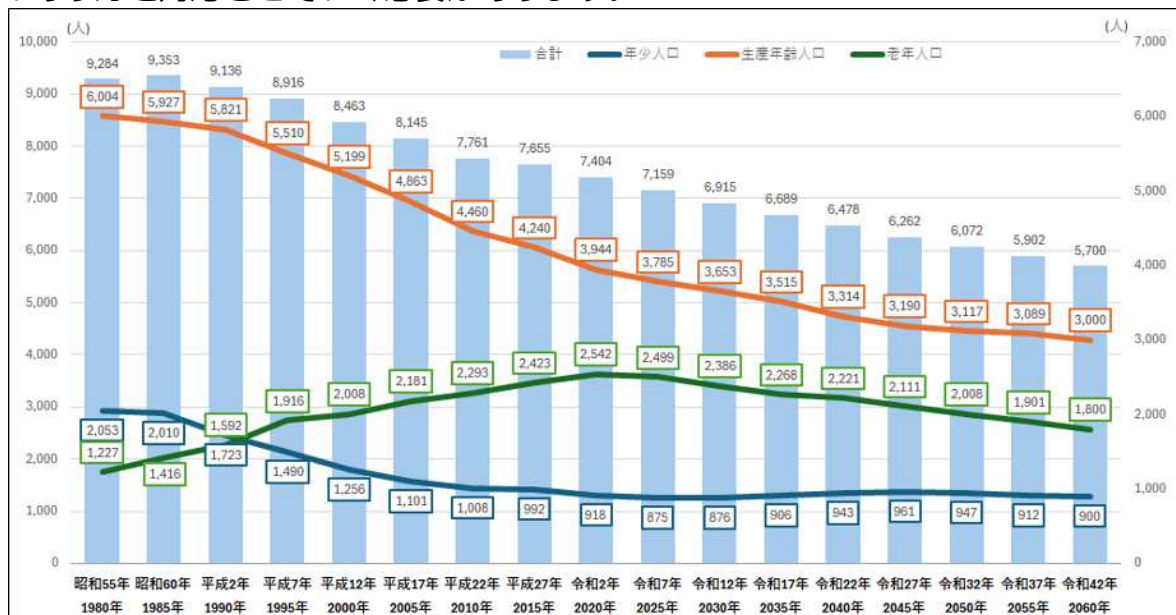


図 1-10 人口総数および人口構成推移と見通し

出典：多賀町人口ビジョン数値より作成

上図は、本町において持続可能な地域の実現を展望して策定した「人口ビジョン」にもとづく人口総数と人口構成の推移を示したものです。

本町の人口は、年少人口の維持、生産年齢人口の若干の増加から緩やかな減少、老年人口の減少を伴いながら緩やかな人口減少を想定しています。

表 1-5 人口及び人口構成の推移と見通し

年	1980年 昭和55年	1985年 昭和60年	1990年 平成2年	1995年 平成7年	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年	2055年 令和37年	2060年 令和42年	
総人口	実数(人)	9,284	9,353	9,136	8,916	8,463	8,145	7,761	7,655	7,404	7,159	6,915	6,689	6,478	6,262	6,072	5,902	5,700
	増減率	-1.0%	0.7%	-2.3%	-2.4%	-5.1%	-3.8%	-4.7%	-1.4%	-3.3%	-3.3%	-3.4%	-3.3%	-3.2%	-3.3%	-3.0%	-2.8%	-3.4%
年少人口	実数(人)	2,053	2,010	1,723	1,490	1,256	1,101	1,008	992	918	875	876	906	943	961	947	912	900
	比率	22.1%	21.5%	18.9%	16.7%	14.8%	13.5%	13.0%	13.0%	12.4%	12.2%	12.7%	13.5%	14.6%	15.3%	15.6%	15.5%	15.8%
生産年齢人口	実数(人)	6,004	5,927	5,821	5,510	5,199	4,863	4,460	4,240	3,944	3,785	3,653	3,515	3,314	3,190	3,117	3,089	3,000
	比率	64.7%	63.4%	63.7%	61.8%	61.4%	59.7%	57.5%	55.4%	53.3%	52.9%	52.8%	52.5%	51.2%	50.9%	51.3%	52.3%	52.6%
老年人口	実数(人)	1,227	1,416	1,592	1,916	2,008	2,181	2,293	2,423	2,542	2,499	2,386	2,268	2,221	2,111	2,008	1,901	1,800
	比率	13.2%	15.1%	17.4%	21.5%	23.7%	26.8%	29.5%	31.7%	34.3%	34.9%	34.5%	33.9%	34.3%	33.7%	33.1%	32.2%	31.6%

■ 人口・ニーズの現況と課題

現状

- 本町は、昭和 60（1985）年には 9,353 人だった人口は、令和 6 年 1 月時点では、7,419 人（住民基本台帳より）に減少し、今後も減少傾向は変わらないと想定しています。
- 人口構成の種別に数字を見てみると、令和 27（2045）年には、65 歳以上の老年人口が全人口に占める割合は 33.7%になり、昭和 60 年と比べると老年人口が 1.5 倍に増加すると予測され、同様に、15 歳未満の年少人口は、全人口に対して 15%程度まで増加すると見込んでいます。人口総数は昭和 60 年と比べると約 7 割の人数になると予測しています。
- 本町は、面積が 135.77km²ありますが、可住地面積は 19.76km²となっていて、ほとんどが森林地域のため、住民の居住地が点在している状況にあります。

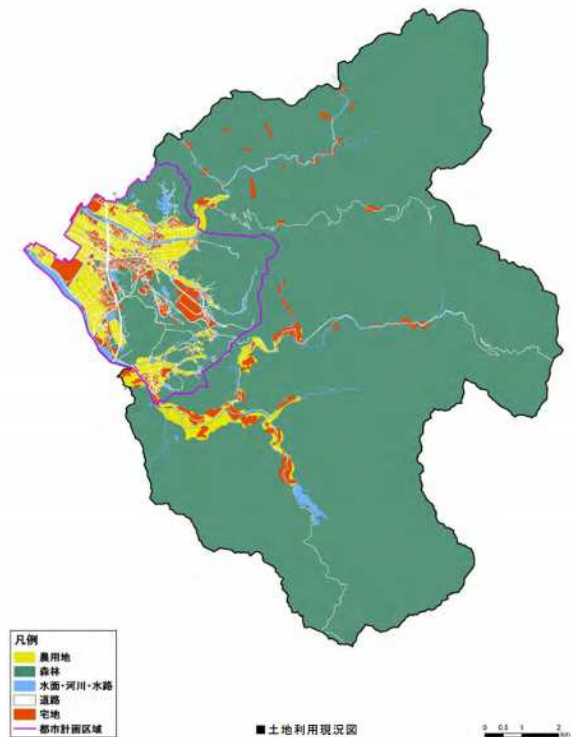


図 1-11 土地利用現況図
(都市計画マスタープランより)

課題

- 今後の人口減少と、人口構成の大きな変化に合わせた公共施設の在り方を検討する必要があります。
- 生産年齢人口は町の財政を支える年齢層であるため、その人口減少は税収の減少に直結します。また老年人口の増加は扶助費などの義務的経費の増大につながるため、生産年齢人口の減少と相まって、財政の硬直化が進みます。
- 上記のような人口構成の変化は、「公共施設に対するニーズの変化」・「税収の減少」・「義務的経費の増大」を引き起こすため、今後の公共施設のあり方に大きな影響を及ぼします。
- 居住地の分散に合わせた公共施設の適正配置の検討を行う必要があります。

1.3 財政の現状と課題

1.3.1 財政全般の現況と見通し及び課題

(1) 歳入・歳出の状況

令和4(2022)年度歳入に占める地方税収は、約18億円(歳入の約29%)です。平成28(2016)年度の地方税は19.7億円なので約9%の減収です。

今後は少子高齢化が進展することで生産年齢人口が減少し、将来的には財源の減少が予見されます。

歳出では高齢化の進展による扶助費の増加など義務的経費が増加傾向にあるため、行政サービスの各分野への財源配分が持続的に行えない状況です。加えて、公共施設(インフラ含む)の経常的な維持管理費は増加傾向にあり、更新・改修については、平準化を考慮した財政支出が求められます。

今後は、コスト/財政の適正性の面から、本町の公共施設等の維持管理・改修・更新等に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

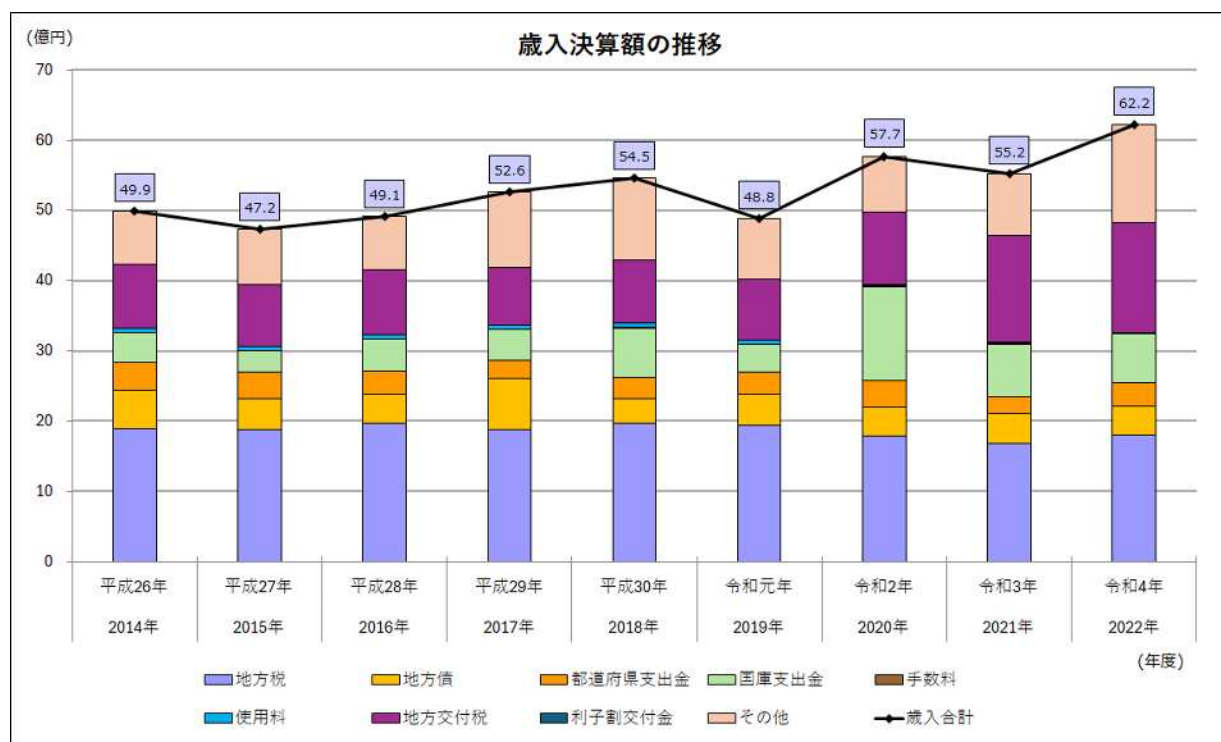


図 1-12 歳入決算額の推移

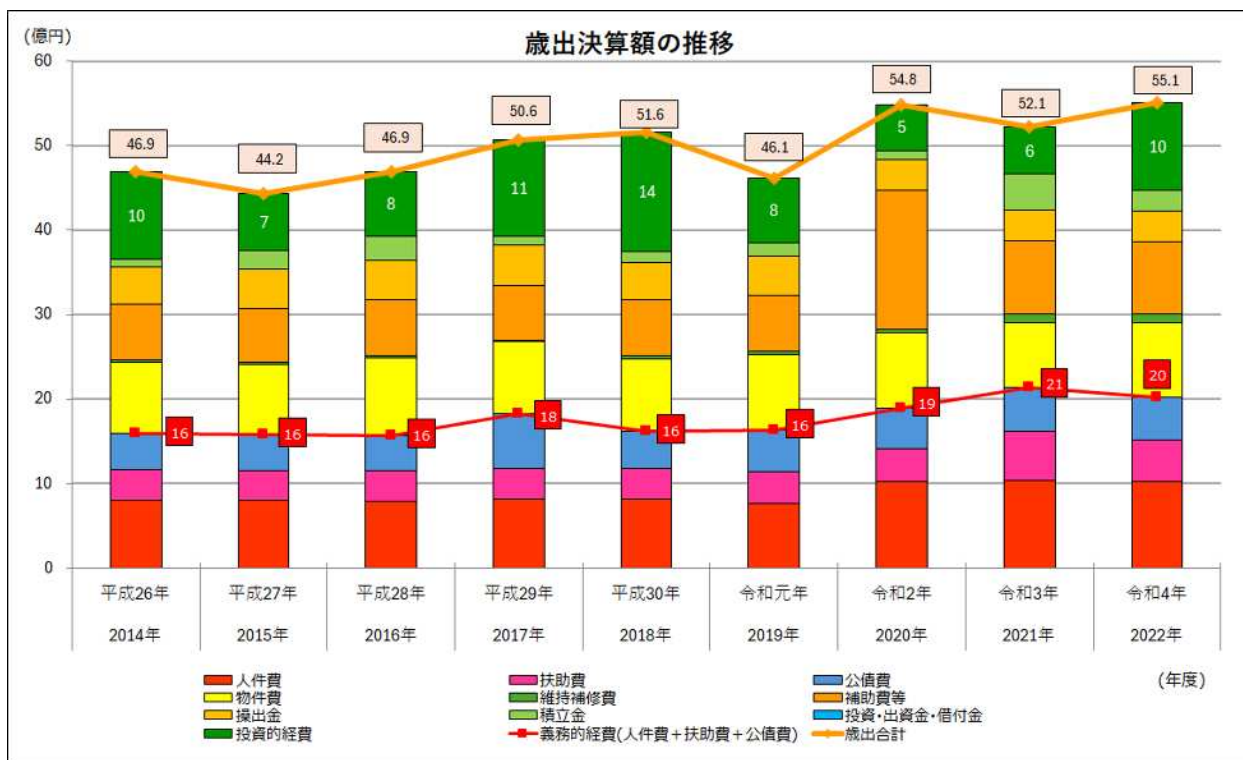


図 1-13 歳出決算額の推移

(2) 財政全般の現状と課題

現状

(歳入)

- 本町の財政規模は平成 26 (2014) 年度から令和 4 (2022) 年度の間で約 50 億から約 62 億円の間で推移しています。
- 令和 4 (2022) 年度の歳入を見てみると、地方税 28.9%、地方交付税 25.0%、地方債の割合が 6.8%となっています。

(歳出)

- 令和 4 (2022) 年度の歳出に占める義務的経費^{※2}は 20.1 億円で 37.0%となっていますが、今後、扶助費、公債費が増加傾向にあり、この傾向が続くことが予想されます。
- 令和 4 (2022) 年度の歳出に占める投資的経費^{※3}は 10.4 億円で 18.9%となっていますが、令和以降の直近 4 年間の平均でみると 7.3 億円となります。義務的経費に比べて歳出に占める割合は低い状況です。

※2 義務的経費：人件費、扶助費、公債費で固定的に支出される経費

※3 投資的経費：公共施設・インフラ資産などの整備に用いられる経費

課題

(歳入)

- 平成 28(2016)年度の地方税は 19.7 億円ですが、令和 4(2022)年度は 18.0 億円です。人口推計によると今後は生産年齢人口の減少に伴い、地方税収の減少が予見されます。
- 平成 28(2016)年度の歳入は 49.1 億円です。令和 4(2022)年度は 62.2 億円です。地方税が減少しているため、歳入財源は他に依拠する構図です。
- 平成 28(2016)年度と令和 4(2022)年度を比べると、都道府県支出金はどちらも 3.3 億円です。国庫支出金は 4.5 億円に対して 6.9 億円です。
- 同様に地方交付金についてみると、4.9 億円に対して 6.9 億円です。今後の財源確保は自主財源以外に依拠する構図となります。

(歳出)

- 平成 28(2016)年度の歳出は 46.9 億円です。令和 4(2022)年度は 55.1 億円です。
- 義務的経費(人経費、扶助費、公債費)割合をみると、平成 28(2016)年度の 33%に対して、令和 4(2022)年度は 37%と増えています。
- 投資的経費についてみると令和 4(2022)年度は 10.4 億円です。令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度までの 3 年間平均の 6.2 億円/年に対して 1.6 倍の支出額です。
- 義務的経費への傾斜配分が増える今後は、学校施設等の建替えなど大きな投資的経費の支出を考えると、財源確保の課題が残ります。

1.3.2 投資的経費、維持補修費の見通し

公共施設等の修繕・更新費の将来見通しのため経費算出を試算します。

平成 28(2016)年 6 月に策定した計画書にて使用した総務省が提供している「更新費用試算ソフト」は使用期限が終了したため、改訂版では新たな試算方法にて推計します。なお推計対象は同様に、建築年が不明な場合や、棟の延床面積が 50 m²未満の公共施設以外としています。

(1) 従来の方

今後の公共施設等の維持管理のために建物等が使用期限を迎えた際に、将来発生する建替え経費や、施設を長持ちさせる大規模改修経費が幾ら必要になるのか推計します。

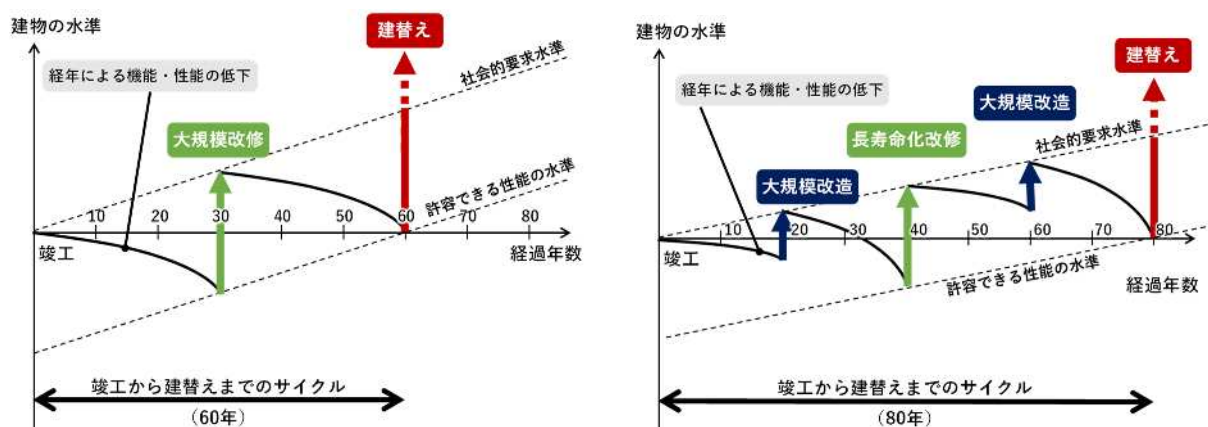
これまで公共施設の維持管理の多くは、施設の一部に破損等が生じた後に修繕を行う「事後保全型」で対応していました。「事後保全型」では、破損等が生じなければ、修繕費用が発生することはありませんが、発生時期の予測は難しいため、計画的な業務及び財政設計を行うことが困難です。

(2) 予防保全型について

「予防保全型」とは、劣化や破損等を未然に防止することを目的として、計画的な改修を行う管理方法です。「事後保全型」と比較して、計画的に修繕や財政設計を行うことが可能となります。

また、老朽化した施設については、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を、施設が社会的に求められている水準まで引き上げる「長寿命化対策」を行うことで、建替えの実施時期を延伸させることを目指します。

図 1-14 改修・更新の考え方



耐用年数経過時に単純更新する場合の改修等サイクルイメージ

長寿命化対策を反映する場合の改修等サイクルイメージ

予防保全型の計画改修を実施することで、使用施設の長寿命化を図ります。

本計画では、令和7（2025）年度から令和36（2054）年度までの30年間についての経費推計を行います。

（3）対象施設について
経費推計の対象は次の通りです。

No	施設名称	中分類	延床面積 (m)	建築年度	構造	80年長寿命化対象
1	淡海文化創造館	文化施設	102	1997	RC	
2	多賀町図書館	図書館				
3	あけぼのパーク多賀（博物館）	博物館等	3,673	1998	RC	●
4	あけぼのパーク多賀（文化財センター）	博物館等	808	1999	RC	●
5	歴史民俗資料館	博物館等	634	1980	RC	
6	多賀町B & G 海洋センター	スポーツ施設	3,009	1984	RC	●
7	多賀町民ランド	スポーツ施設	157	1985	RC	●
8	多賀勤労者体育センター	スポーツ施設	1,520	1979	SRC	
9	滝の宮スポーツ公園	スポーツ施設	1,261	1994	S	●
10	滝の宮スポーツ公園グラウンド・ゴルフ場	スポーツ施設	50	2014	W	●
11	多賀町民柔剣道場	スポーツ施設	317	1982	S	
12	大君ヶ畑体育館	スポーツ施設	668	1997	S	
13	多賀町フィットネス&カルチャーセンター	スポーツ施設	321	2013	S	
14	林業会館	産業系施設	490	1981	S	
15	多賀中学校	学校	6,640	1968	RC	●
16	多賀小学校	学校	5,810	1956	RC	●
17	大滝小学校	学校	3,657	1976	RC	●
18	多賀ささゆり保育園	幼保・こども園	2,889	2003	S	●
19	大滝たきのみやこども園	幼保・こども園	629	2006	S	●
20	大滝通級指導教室	学校	425	1982	S	
21	多賀町放課後児童クラブ（第一施設）	幼児・児童施設	364	2014	W	●
22	清涼ファミリーステーション	その他社会保険施設	652	1980	RC	
23	川相生活改善センター	その他社会保険施設	101	1979	RC	
24	多賀町総合福祉保健センター	その他社会保険施設	4,608	2000	SRC	●
25	多賀町役場	庁舎等	4,977	1978	SRC	●
26	大滝漁業管理休憩所（川相出張所）	庁舎等	121	1982	RC	
27	佐目消防センター	消防施設	72	1992	S	
28	久徳消防センター	消防施設	111	1994	S	
29	敬満寺消防センター	消防施設	94	2004	RC	
30	芹谷消防センター	消防施設	110	2014	W	
31	四手地区防災資機材等備蓄施設	その他行政系施設	40	2011	S	
32	防災備蓄倉庫	その他行政系施設	65	2012	S	
33	四手公園	公園施設	7	1996	S	●
34	多賀公園	公園施設	21	1998	S	●
35	宮原地区農業集落排水処理場	供給処理施設	349	2006	RC	
36	佐目地区農業集落排水処理場	供給処理施設	288	2007	RC	
37	敬満寺浄水場	上水道施設	268	1971	RC	
38	川相浄水場	上水道施設	110	1972	CB	
39	仏ヶ後浄水場	上水道施設	379	2012	RC	
40	大君ヶ畑浄水場	上水道施設	50	2014	RC	
41	南後谷浄水場	上水道施設	23	1973	CB	
42	梨ノ木配水池	上水道施設	13	2010	その他	
43	大杉加圧所	上水道施設	10	1983	CB	
44	大谷加圧所	上水道施設	25	2007	RC	
45	水谷加圧所	上水道施設	38	2014	RC	
46	スクールバス車庫	その他	76	1995	S	
47	旧育苗センター内倉庫 勤休倉庫	その他	120	1996	S	
48	除雪車庫（多賀）	その他	76	1981	S	
49	びわ湖東部中核工業団地（新）除雪施設	その他	196	2010	S	
50	びわ湖東部中核工業団地除雪施設	その他	80	1997	S	
51	旧大君ヶ畑保育所	その他	208	1961	S	
52	多賀町中央公民館「多賀結いの森」	集会施設	2,594	2019	W	●
53	久徳うぐいすこども園	幼保・こども園	1,576	2023	S	●
54	多賀町放課後児童クラブ（第二施設）	幼児・児童施設	361	2021	S	●
55	大滝消防センター	幼児・児童施設	113	2017	S	●
56	高取山ふれあい公園	レクリエーション施設・観光施設	2,335	1994	W	

町民に行政サービス提供する上で、今後とも維持することが重要な施設を80年長寿命化対象施設と規定しました。なお、インフラ施設等、生活上欠かせない施設は、使用期限を迎えた場合は、適切に更新します。

1.3.3 単純建替えに基づく推計

建物の構造ごとに、使用期限を迎えた時点で建替えるものと仮定した推計を行います。

(1)推計の前提条件

構造ごとの使用期限の中間で大規模改修を実施し、使用期限を迎えた時点で建替えるものと仮定します。ただし、使用期限が30年の建物については中間の大規模改修は行わず、建替えのみを行う仮定で推計を行います。

また既に大規模改修及び建替え期限を過ぎている施設は、試算初年度に経費が発生する前提としています。

なお、3つの学校施設については財政負担が大きいため、平準化の観点から2030年から2040年の期間に工期3年(含む解体)にて建替える前提とします。

推計に用いる単価については、以下の考え方により、建物の構造及び施設類型ごとに設定します。

木造・コンクリートブロック造は、2023年の国土交通省・建設着工統計(滋賀県・木造)を根拠とし、200千円/㎡とします。

非木造建物の建築単価は従前の「更新費用試算ソフト」に倣い建設デフレーターを考慮して下表に記します。

表 1-6 経費推計の前提条件

構造	大規模改修	建替え
木造 コンクリートブロック造	実施しない	実施時期：30年 単価：200千円/㎡
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造	実施時期：30年	実施時期：60年

施設類型	大規模改修単価	建替え単価
市民文化系・社会教育系・行政系等施設	307千円/㎡	511千円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	276千円/㎡	460千円/㎡
学校教育系・子育て支援施設等	253千円/㎡	422千円/㎡
公営住宅・その他	215千円/㎡	358千円/㎡

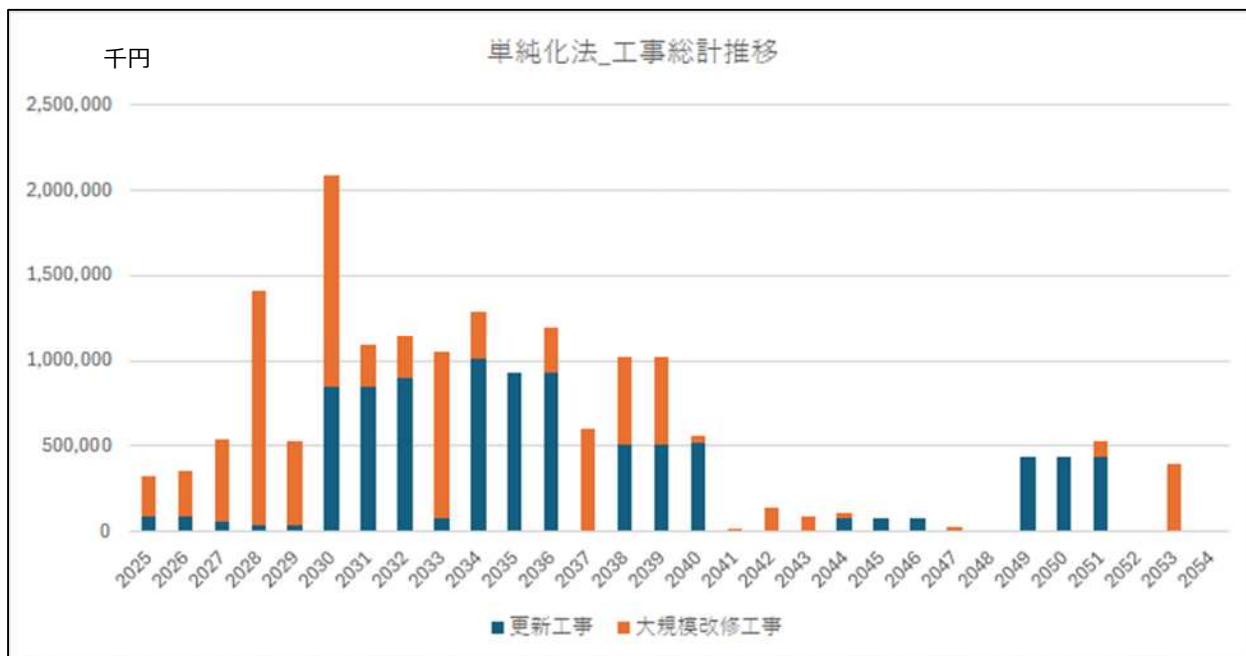
※大規模改修単価は建替え単価の60%とする。

※建設デフレーター：1.28(2022年/2011年)

(2) 単純建替えの試算結果

本町が所有する公共施設を同じ規模で建替えをした場合、令和 7（2025）年度から令和 36（2054）年度までの 30 年間の経費は約 178.5 億円です。年平均は約 6.0 億円/年(建替え 3.1 億円、大規模改修 2.9 億円)となります。

経費推計結果(単純建替え場合)



1.3.4 長寿命化に基づく推計

建物の長寿命化を実施して使用期限を延伸するものと仮定した推計を行います。

(1) 推計の前提条件

長寿命化の対象施設は、対象リストに示す該当施設とします。但し経費推計する際に木造とコンクリートブロック造の施設は除きます。

該当施設以外の施設は単純建替えと同じ推計とします。

実施時期については、長寿命化を図った場合の使用期限を 80 年として、80 年の中間となる 40 年目に実施する前提とします。また、予防保全の考え方から長寿命化改修の前後に前期改修及び後期改修を実施し、使用期限を迎えた時点で建替える前提とします。

また、建替え時期を既に過ぎている施設については試算初年度に建替えを行うものとし、築 50 年を超えている施設は長寿命化改修を実施せず 60 年目に建替えを前提とします。

単価設定については次の通りとします。

構造	前期改修 20年目	長寿命化改修 40年目	後期改修 60年目	建替え 80年目
市民文化系・社会教育系・行政系等施設	128千円/㎡	255千円/㎡	128千円/㎡	511千円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	115千円/㎡	230千円/㎡	115千円/㎡	460千円/㎡
学校教育系・子育て支援施設等	105千円/㎡	211千円/㎡	105千円/㎡	422千円/㎡
公営住宅・その他	89千円/㎡	179千円/㎡	89千円/㎡	358千円/㎡

※前期・後期改修は建替え単価の25%、長寿命化改修単価は建替え単価の50%とする。

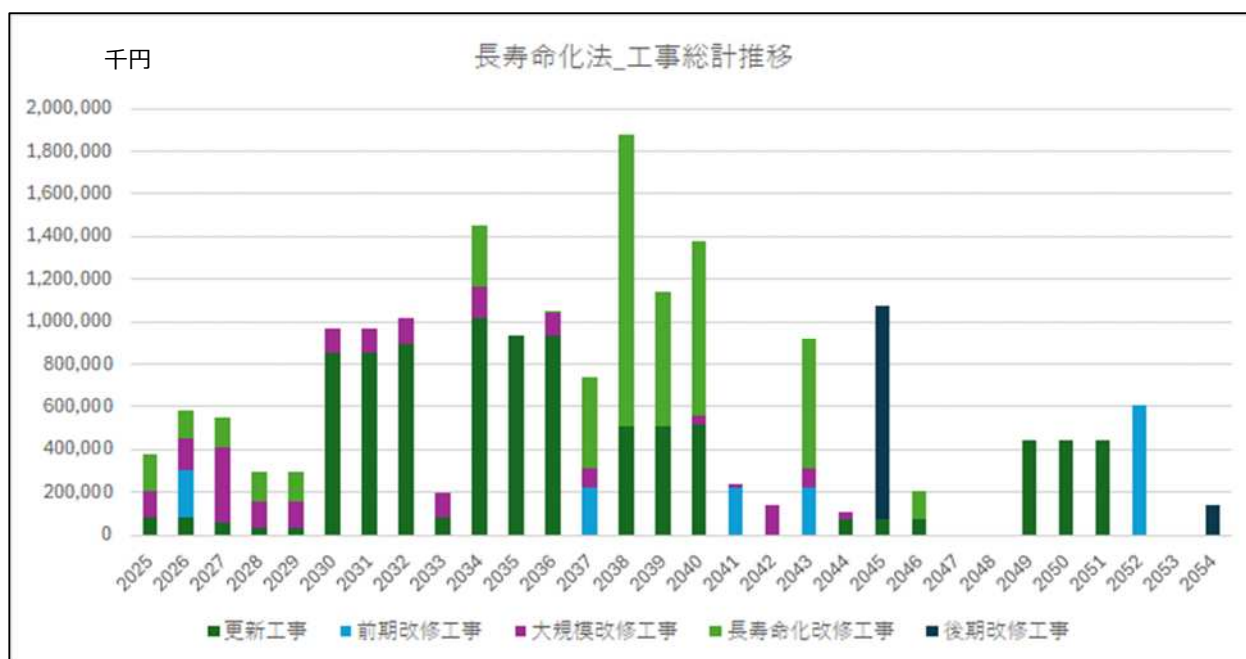
(2)長寿命化の場合の試算結果

長寿命化対象施設を長寿命化対策した上で、同じ規模で建替えた場合、令和7(2025)年度から令和36(2054)年度までの30年間の経費は約189.7億円です。

年平均は約6.3億円/年(建替え3.1億円、大規模改修等3.2億円)となります。

使用期限を60年から80年へ長寿命化するため、予防保全に係る改修費用が単純建替えに比べて加算され、計画期間中にその費用が発生することから、単純建替えと比べて経費額が大きくなります。

経費推計結果(長寿命化した場合)



1.3.5 インフラ資産の推計

(1)推計の前提条件

道路と橋りようを経費推計対象とします。

建設年不明の橋りようについては30年間に均等配分の前提で試算しています。

インフラ資産は生活上に欠かせないため、長寿命化せず、次の通り資産更新を行います。

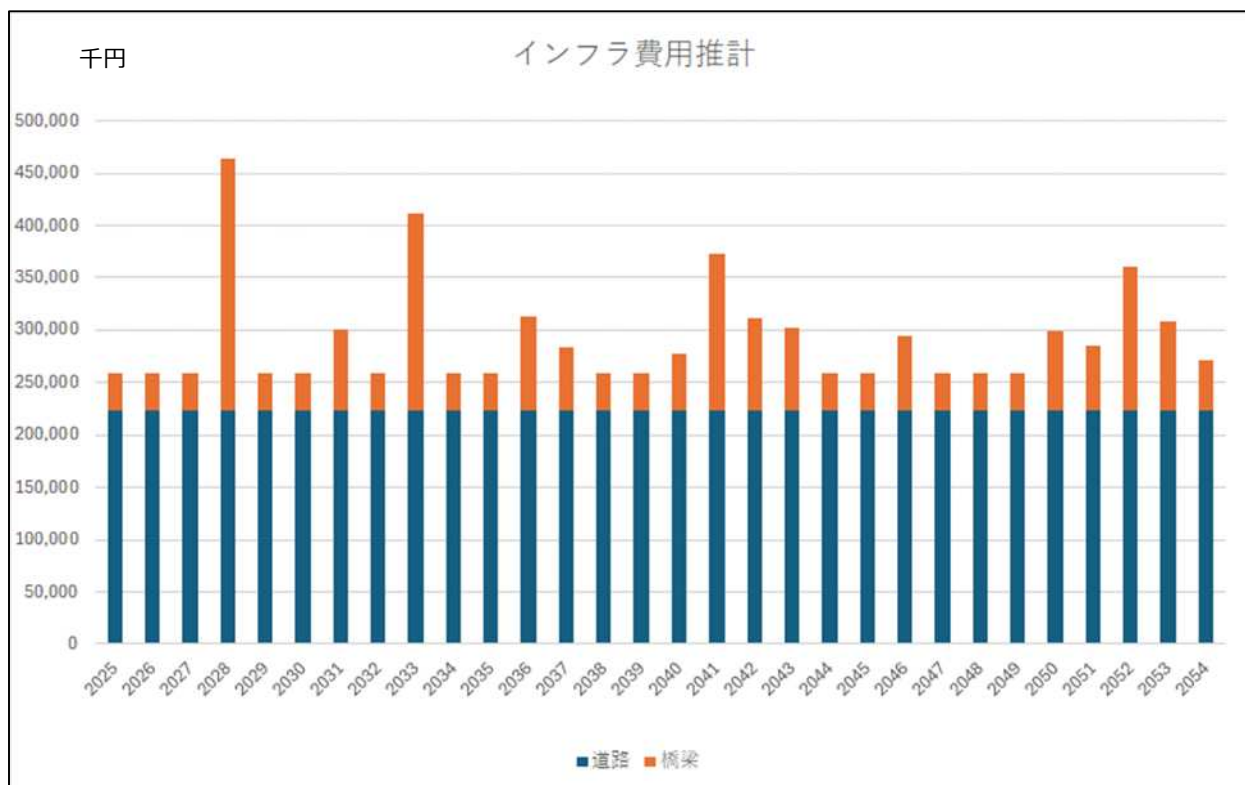
種類	更新時期	更新単価
道路	15年	4.7千円/m ²
橋りよう	60年	448千円/m ²

(2)インフラ資産の試算結果

令和7（2025）年度から令和36（2054）年度までの30年間の経費は約87.4億円です。

年平均は約2.9億円/年となります。

インフラ経費推計結果



1.3.6 経費推計の検証

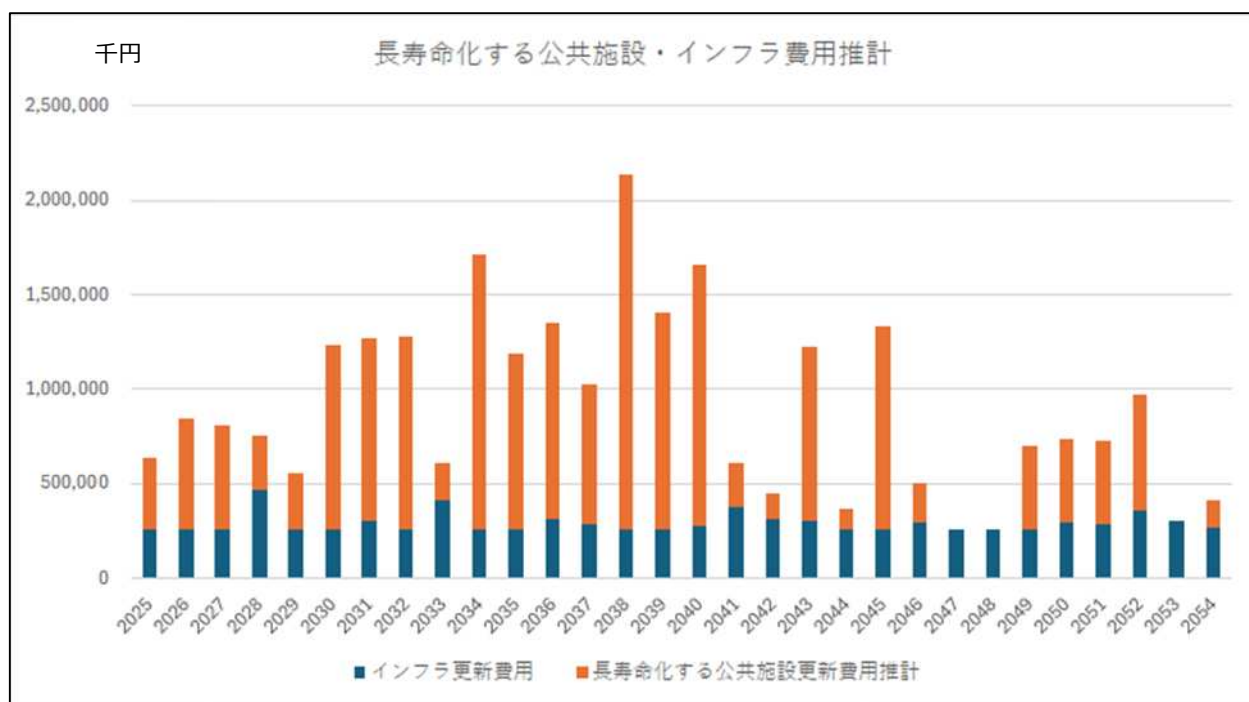
令和7（2025）年度から令和36（2054）年度までの30年間に必要な公共施設の将来経費は、インフラを加えると単純建替えの場合、約265.9億円(年平均8.7億円)、長寿命化対策を行った場合は約277.1億円(年平均9.2億円)の推計結果を得ました。

一方、令和元(2019)年から令和3(2021)年までの3年間の本町の投資的経費は平均6.2億円/年ですので、現在保有している施設を全ての大規模改修や建替え経費を賄うためには、現在の整備経費の1.4～1.5倍の経費が必要となります。

今後の人口減少社会に伴う財源減少を考慮すると、すべての公共施設等を現在と同じように適正管理することは困難が予見されます。

本町の将来の公共施設マネジメントに向けては、総量削減について検討を進めることが必要です。

公共施設&インフラ経費推計結果(長寿命化した場合)



1.4 本町の将来都市像

令和3年度から10年間、令和12年度まで取り組む計画の第6次総合計画では将来都市像を次のように掲げています。

子ども、若者から高齢者まで、あらゆる人々が温かなつながりのもと、未来を担う子どもたちが元気に、希望をもって育ち、誰もが笑顔で暮らせるまちを継承していきます。

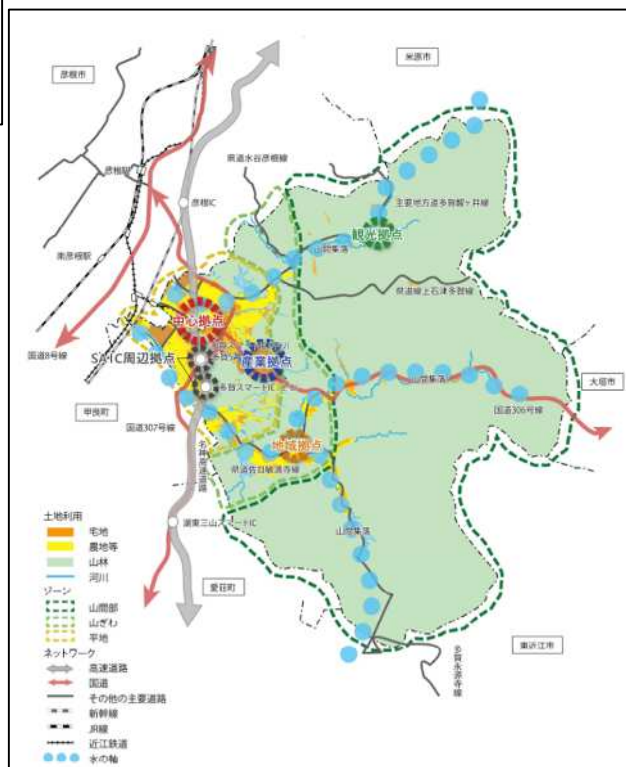
また、町民の自慢であり、心の拠り所であるまちの自然や歴史・文化、これまで先人たちが創り育んできた伝統や産業など、まちの個性と魅力を次代に継承するとともに、地域資源を活かしまちの活力を創り出していきます。

そして、これまでにない厳しい社会状況の中、「守るべきもの、変えてはならないもの」と「変えていくべきもの」を見定めながら、小さくても誇りと愛着にあふれ、小さいからこそ充実した豊かなまちをつくります。



※多賀町第6次総合計画 基本構想 将来都市像より

■ 本町の都市構造



※多賀町都市計画マスタープラン 都市構造図より

1.5 公共施設等の現況及び課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の現況と課題

- 年度別の施設の延床面積割合をみると、築 31 年以上の施設は 54.5%に達しているため、多くの施設の更新時期が集中しており、財政的な負担が懸念されています。
- 本町の公共施設の延床面積割合について、スポーツ・レクリエーション系施設（18.0%）・学校教育系施設（30.8%）で全体の約 5 割を占めており、少子高齢化が進む中で施設の複合化を図るなど、更なる施設機能の充実・見直しを図る必要があります。

(2) 総人口及び年代別人口についての今後の見通し

- 昭和 55（1980）年に 9,284 人（国勢調査）であった人口は、平成 22（2010）年には 7,761 人（国勢調査）、令和 2 年（2020）は 7,274 人（国勢調査）となりました。人口ビジョンにおける推計人口でもこの傾向に変化はなく、将来も人口が減少すると見込まれています。
- 昭和 60（1985）年を基準とすると、令和 27（2045）年の推計人口は、総人口が 6,263 人、年少人口と生産年齢人口が約半分に減少するのに対して、老年人口はピーク時（2020 年）には 1.8 倍に増加する見込みであり、人口動態の変化は、「行政サービス需要の変化」・「税収の減少」・「扶助費の増大」に影響を及ぼすため、今後の公共施設のあり方の検討が必要です。

(3) 財政の現状と課題

- 今後も生産年齢人口の減少により、税収の減少が予想されます。また、少子高齢化の進展により、更なる義務的経費の増大が見込まれます。それに伴って投資的経費を十分に確保することが困難になることが予想されるため、限られた予算の中で公共施設やインフラ資産の更新を如何に進めていくかを検討する必要があります。
- 公共施設等の全てを維持するために必要となる投資的経費は、今後 30 年間で約 277.1 億円、年平均約 9.2 億円となり、過去 3 年間平均 6.2 億円の 1.5 倍が必要となります。
今後の財政状況などを勘案すると、総量削減に向けて、施設の複合化・統廃合・用途変更など様々な適正管理方針を視野に入れながら公共施設のあり方を検討していくことが求められます。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

2.1 計画の管理方針

2.1.1 公共施設等マネジメントの理念・目的

本町における現状や課題を踏まえ、今後の公共施設等のあり方に関する方針は、アセットマネジメント^{4※7}の考え方をもとに資産（以下、ここでいう「資産」は公共施設やインフラ資産を指します）の長寿命化と施設保有量の最適化を念頭に置くことを基本とします。

築30年以上の町有施設が過半を占める本町は、今後は一斉に公共施設の大規模改修や建替えが始まり、財政負担がこれまで以上に大きくなります。将来の人口推移や財政状況からみて、全ての資産をこれまでと同様に維持管理することが困難な状況が予見されます。

したがって、老朽化した資産の予防保全^{5※8}による長寿命化や、施設の統廃合や機能の複合化による総量の抑制を図ることにより、将来発生する更新費用を縮減して、次世代に過度な負担が掛からないようにする必要があります。

しかしながら、単に更新費用を抑えて住民サービスを低下させるわけにはいきません。

そのため、少子高齢化の進展に伴う年齢構成や住民ニーズなど需要の変化などに対応して、今後必要とされる施設の機能については、複合化への取組みなどを推進することで、総合的に行政サービスの維持・向上を図る視点も必要となります。

施設の運営面では、これまで本町はスポーツ・レクリエーション系施設における指定管理者制度^{※9}の導入により効率的な行政サービスの提供に取り組んできました。今後も引き続き、民間のノウハウを活用した公共施設の運営を行い、コストを抑制し、継続的に施設の機能やサービスの提供ができるよう、更に効率的・効果的な行政サービスの実現を目指します。

※7 アセットマネジメント：公共施設等を一元的に把握して、将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組み

※8 予防保全：事後保全と対比した意味で、日常的に施設の点検や修繕を行うことで劣化を防ぎ、事後保全と比べて経済的とされる保全方法

※9 指定管理者制度：住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度

計画的な予防保全による長寿命化と総量の抑制による更新費用の縮減

老朽化した資産の予防保全による長寿命化や、施設の統廃合や機能の複合化による総量の抑制を図ることにより、資産の更新費用を縮減します。

年齢構成やニーズの変化に対応した機能の提供

少子高齢化の進展に伴う年齢構成や住民ニーズの変化などに対応して、今後必要とされる施設の機能を充実させることで、総合的に行政サービスの維持・向上を図ります。

効率的・効果的な行政サービスの実現

民間のノウハウを活用した施設運営を引き続き行うことにより、コストを抑制し継続的に施設の機能やサービスの提供ができるよう、更に効率的・効果的な行政サービスの実現を目指します。

住民協働の視点による公共施設の管理・運営

多様な主体による管理運営の拡大への取組や、施設使用料の確保または、施設の維持管理にあたって住民の協力が必要となるため住民との協働の視点をもった検討を働きかけます。

2.1.2 計画期間

本計画の計画期間は、資産の更新時期が集中し、本町庁舎の更新時期となる令和 21（2039）年を含めた、令和 7（2025）年度から令和 36（2054）年度までの 30 年間とし、総合計画と整合を図りつつ、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに対応して適宜見直しを行っていくこととします。

なお、投資的経費の試算も、計画期間と同様に対象期間を 30 年とします。

個別施設計画や長寿命化計画は、上位計画である本計画に基づいて個別に策定を行います。

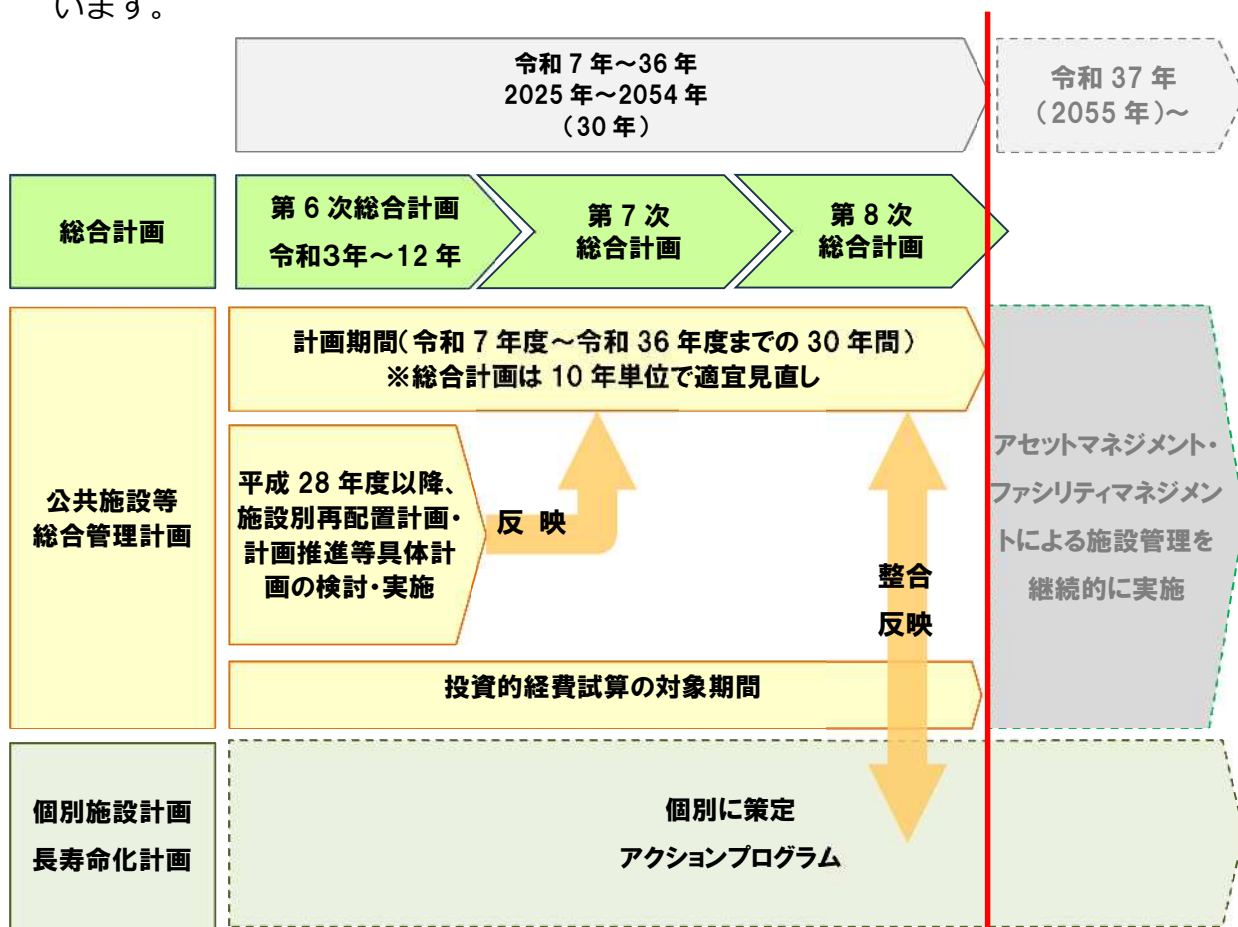


図 2-1 本計画の位置付けと計画期間

2.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

2.2.1 総合管理計画策定についての基本的な方針

本町における現状や課題及び計画の管理方針を踏まえ、総合管理計画策定についての基本的な方針を整理します。

策定に当たっては、公共施設とインフラ資産（道路・橋りょう、上下水道管）に大別し、公共施設については、財政や人口規模に応じて施設総量を縮減するとともに、新規整備を抑制し、施設の複合化と運営の効率化を推進する方向性を打ち出します。

インフラ資産については、都市計画道路や公共下水道の整備状況を考慮のうえ、新規整備と改修・更新をあわせた投資額をコントロールする方向性を打ち出します。

公共施設に関する原則

計画的な保全による施設の活用

施設劣化の認識により実施される修繕や更新といった事後保全を改め、計画的に修繕や更新を実施する予防保全に取り組むことで、修繕費用の低減・平準化や施設の長寿命化を図りつつ既存施設の有効活用を図ります。

新規整備の抑制や費用対効果を考慮した更新

予防保全による施設の長寿命化や既存施設の有効活用を図ることで新規整備を抑制するとともに、費用対効果を考慮して施設の更新を行います。新規整備時は、本計画に示す方針に則り実施することとします。

施設の複合化や効率的な運営の推進

施設の複合化や、全町的な視点から施設の多機能化（集約・複合）、用途の転換等本町に適した施設運用方法を検討し、機能を維持・向上しつつ施設総量の縮減を図るとともに、管理・運営についても効率化を図ります。

インフラ資産に関する原則

長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減

計画的、効率的にインフラ資産を改修・更新し、予防保全による長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを縮減します。

新たなニーズへの効率的かつ効果的な対応

中長期的な視点でコスト縮減を図りつつ、安全、バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的かつ効果的な整備・対応を推進します。

PDCA サイクルによる継続的な管理と定期的な取組みの見直し

インフラ資産の更新が効率的に行われているかを PDCA サイクルにより継続的に管理するとともに、定期的な取組みの見直しを行います。

2.2.2 公共施設等の数量に対する数値目標の設定方法

「2.2.1 総合管理計画策定についての基本的な方針」を踏まえ、公共施設マネジメントに取り組むために、成果や進捗状況を把握すること、住民との課題意識の共有のため、施設保有量の縮減目標を設定することとします。

数値目標は、現状の施設保有状況および今後の施設活用を考慮した縮減量とし、以下のとおり設定します。なお、計画の見直し時や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜目標は見直していくこととします。

設定目標

30 年の間に施設保有量（延床面積）を約 10%～15%の縮減に努めます。

表 2-1 縮減対象とする施設類型

対象区分	施設類型
縮減対象とする資産	公共施設（市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公園施設、供給処理施設、上水道施設、その他）
縮減対象としない資産	インフラ資産（道路、橋りょう、上水道管、下水道管）

2.2.3 実施方針

「2.2.1 総合管理計画策定についての基本的な方針」や「2.2.2 公共施設等の数量に対する数値目標の設定方法」を踏まえ、資産を適切に管理するための実施方針を示します。

対象となる資産を必要に応じて、公共施設とインフラ資産に分けて、

「点検・診断」、「維持管理・修繕・更新」、「安全確保」、「耐震化」、「長寿命化」、「ユニバーサルデザイン化」、「脱炭素化」、「統合や廃止の推進」について実施方針を示します。

なお、施設類型別の具体的な実施内容については、この実施方針や既存の長寿命化計画などとの整合を図りながら個別施設計画等で取り決めていきます。

(1)点検・診断等の実施方針

資産を日々適切に利用していくためには、日常的・定期的に点検・診断することが重要となります。そのためには、対処療法的な事後保全ではなく計画的な予防保全の視点で点検・診断するための項目や方法等を整理した上で実施する必要があります。

点検・診断を行った結果・記録はデータベース化し、情報として蓄積しておき、今後のメンテナンスに活用していくことで、効率的・効果的なマネジメントとPDCAサイクルの実現を図っていきます。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

インフラ資産は都市の基盤であり、利用者の安全性が確保されるとともに、安定的に供給される必要があります。しかし、維持管理に大きなコストが必要となるため、日常的・定期的な点検・診断結果に基づいて効率的・効果的な維持管理方法の検討や計測機器・センサー等を用いた劣化箇所の検出・修繕など新しい技術の導入を図ることにより、長期的な視点で維持管理コストを平準化・適正化する必要があります。

住民に利用される公共施設については、日常的・定期的な点検・診断結果に基づいて維持管理・修繕・更新を実施することにより、機能を維持していく必要があります。

また、今後の維持管理等においては指定管理者制度の活用を継続し、PPP^{※6}/PFI^{※7}等の事業手法を用いた民間活力の導入に向けた検討も行っていきます。さらには、広域連携や民間施設の利用、小規模な施設の地域移管、あるいは必要に応じて利用・使用料の見直しを行うなど、総合的な施策を実施していくこととします。

※6 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）：公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

※7 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：PPPの代表的な手法の一つ。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

(3)安全確保の実施方針

日常的・定期的な点検・診断結果に基づいて、資産の劣化状況を把握するとともに、災害等に備え安全性を確保する必要があります。

また、データベース化された点検・診断結果から劣化・損傷など安全面での危険性が認められたものについては、費用面・利用状況・優先度などを踏まえて、修繕・更新を実施することにより安全性の確保を図っていきます。

既に供用が廃止されている公共施設については、解体・撤去などの対策を講じることにより、安全性を確保します。

(4)耐震化の実施方針

多くの住民が利用する資産について、地震などの災害時に備えて耐震性が確保される必要があります。そのため、最新の耐震基準・耐震診断の結果を踏まえて、耐震性が十分でないものについては、耐震化に要する費用や利用状況を考慮しつつ、耐震化を実施します。

(5)長寿命化の実施方針

住民が利用する資産は、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、機能的な改善を図ることにより長寿命化を推進していく必要があります。

また、大規模改修されておらず今後も保持する公共施設については、費用面や利用状況を考慮しつつ大規模改修を実施し、長寿命化を推進することで長期的な視点で更新コストの縮減を図る必要があります。

なお、本町において既に策定または、策定を予定している各種の個別計画については、本計画における方向性や方針と整合性を図りつつ、各計画の内容を踏まえて長寿命化を推進していきます。

また、今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画における方向性や方針と整合性を図るものとします。

(6)ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーが、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、予め障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。

すべての人に優しいユニバーサル社会を構築するためには、子ども、高齢者や身障者に留まらず、誰もが利用しやすい公共施設のユニバーサルデザイン化が望まれます。

耐用年数の期限を超えて更新時期を迎える公共施設や、長寿命化計画に基づき予防保全型改修を予定する公共施設については、段差の解消や多機能トイレの整備、エレベーター等の設置、見やすいサインの整備など、ユニバーサルデザイン化を検討します。

(7)脱炭素化の推進方針

社会・経済活動により排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化をもたらし、気候変動による海水温度の上昇を招き、異常気象への影響がある事が分かっています。

町では平成 30(2018)年 3 月に策定された多賀町第 3 次地球温暖化対策実行計画において、「12.5%の温室効果ガス（二酸化炭素）を削減する」と目標設定しています。取組として、電気等のエネルギー使用量を削減する省エネルギー化や平成 25（2013）年度には多賀町総合福祉保健センター、平成 27（2015）年度には本庁舎、また平成 29（2017）年度にはあけぼのパーク多賀に太陽光発電設備等を設置するなど再生可能エネルギーの導入を実施してきました。

また温室効果ガス排出削減のために、行政サービス提供に支障のない範囲にて削減取組活動を実践します。さらに森林が 86%を占めている多賀町においては、温室効果ガス吸収源対策として森林整備事業にも積極的に取り組む予定です。

今後の施設や設備の新設・改修時には、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した各種 LED 照明や太陽光発電等の省エネルギー型や再生可能エネルギーの導入など施設等の整備を行うと共に、適正な管理を進めます。

(8)公共施設における統合や廃止の推進方針

人口の推移や財政状況を考慮し、公共施設（機能）の集約、廃止、複合化を進めるため全庁的な観点から公共施設の再編を進めていきます。集約、廃止、複合化の方針を検討していくためには、施設の利用状況やコスト等を踏まえて客観的な視点で施設を評価することが重要となりますので、施設評価の検討手法や評価基準等の基本的な考え方を示します。そして、こうした結果を踏まえ個別施設計画の検討を進めていきます。

施設の 1 次評価

施設の利用者（件）数及び管理経費等から、「利用要件」、「コスト要件」、「費用対効果」の 3 つの指標を算出し、同じ施設類型の平均値を基準として施設を評価します。

表 2-2 施設 1 次評価

評価指標	評価基準	評価
利用要件	施設面積／利用者（件）数	低いほど利用状況が良い傾向
コスト要件	コスト／施設面積	低いほどコスト効率が高い傾向
費用対効果	コスト／利用者（件）数	低いほど費用対効果は高い傾向

施設の 2 次評価

施設を利用面から見たソフト指標（1 次評価で得られた費用対効果など）と、施設を物理面から見たハード指標（耐震性や劣化状況（築年）など）という 2 つの視点

からクロス評価（ポートフォリオ分析^{※8}）を行いカテゴリに分類して、例えば、「維持」「改善」「転用」「建替」「廃止」など今後の施設の方向性をカテゴリごとに設定して区分することが考えられます。

評価の結果「改善」と判断された施設については、集約化や複合化を視野に入れた改修・修繕という方向性となり、評価の結果「廃止」と判断された施設については、廃止や別施設との統合を視野に入れた方向性となります。

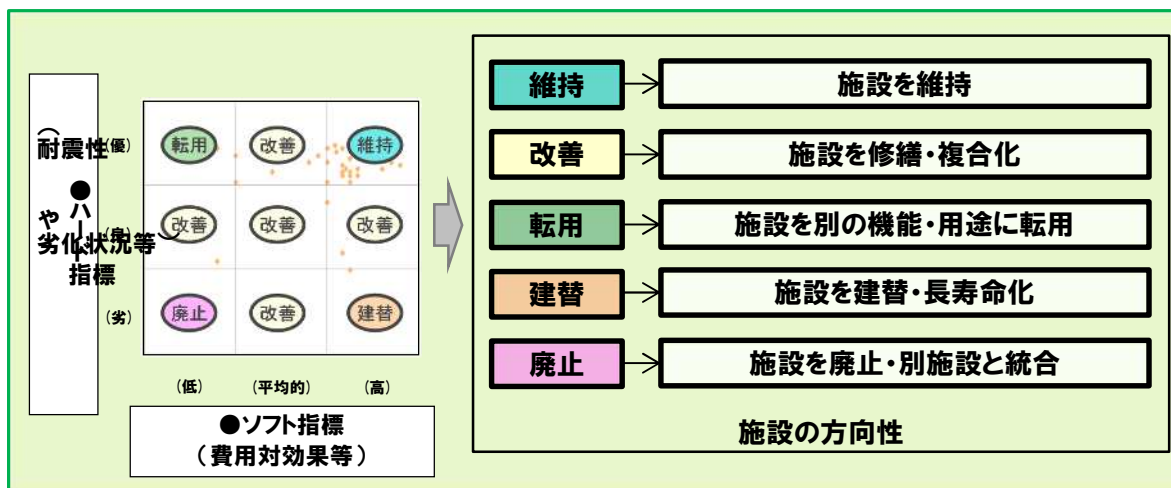


図 2-2 施設 2 次評価イメージ

なお、施設類型別の具体的な統合・廃止の方向性については、個別施設計画にて、上記の方針を参考として指標や基準を設定することにより検討を行うものとします。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を推進していくためには、本町の中で本計画の趣旨を周知するとともに、資産を所管する部署が本計画を踏まえて個別施設計画や長寿命化計画を立案して、着実に本計画の実現を図っていく必要があります。

また、本計画に関して庁内での職員向け研修会を実施し、本計画の趣旨・内容の理解を得るとともに、民間のノウハウを活用した公共施設の運営に関する事例研究など、新たな公共施設のあり方についての検討も必要となります。

このような公共施設等マネジメントの取組みを推進するため、庁内横断的な体制の構築を検討します。

^{※8} ポートフォリオ分析：顧客満足度調査等で用いられる分析手法の一つで、製品やサービスの満足度と期待度を2次元のグラフの中に配置することにより、製品やサービスの優先的改善項目を明らかにする分析手法

2.3 取組体制と情報管理

2.3.1 取組体制

本町では、これまで公共施設等マネジメントについての職員向け研修会を実施するとともに、本計画の資料となるデータ収集について、各部署と協力し実施しました。今後も本計画を踏まえて、資産を所管する部署が個別施設計画等を立案し、計画の見直しを行いながら、庁内横断的な体制を維持してまいります。

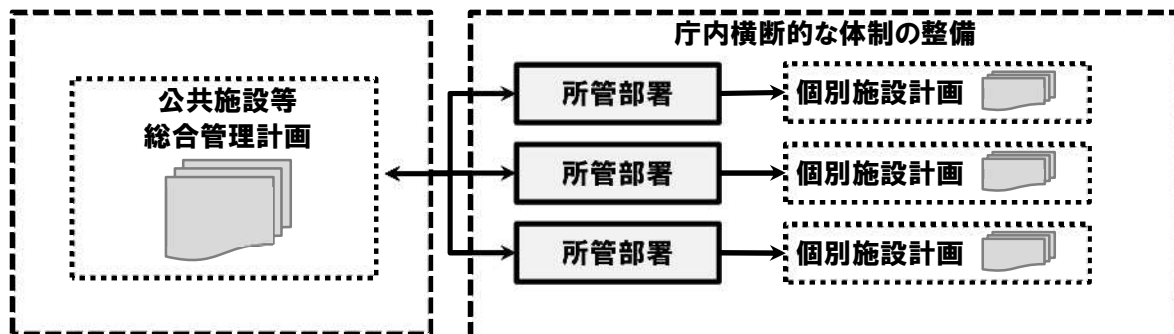


図 2-3 本計画の取組体制

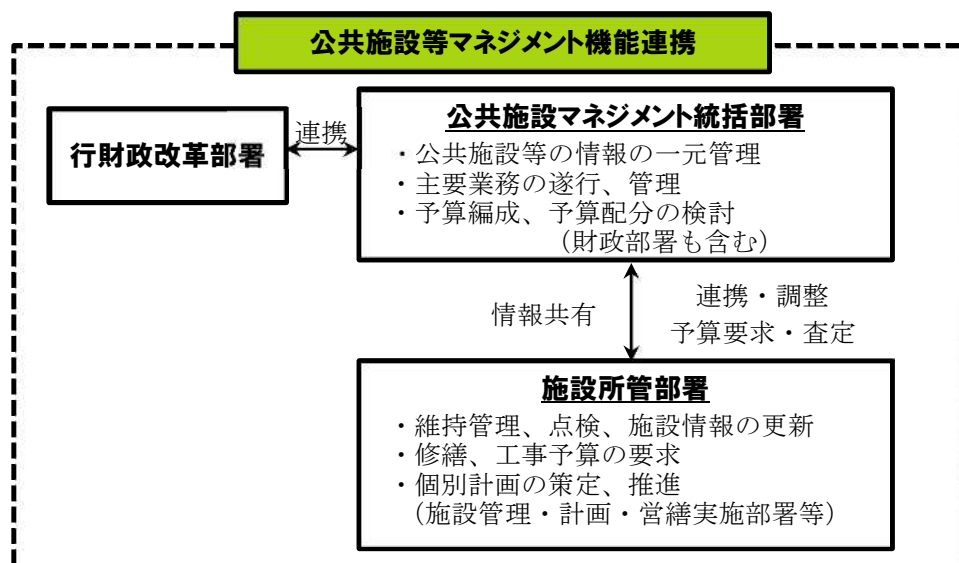


図 2-4 公共施設等マネジメント推進体制

今後の公共施設等マネジメントを推進していくため、施設の各部門を横断的・一元的に管理連携できる体制を構築します。

(1) 統括部署の構築

マネジメントを推進していくため、公共施設マネジメントを統括管理していく部署の設置を検討し、財政面を含めた行政改革等との連携を図り体制強化を行います。

(2) 情報の一元管理

施設所管課が把握している情報を一元的に管理・共有するために、施設情報のデータベース化を進め、継続的に更新、活用できる仕組みの構築を図ります。

(3)職員の意識改革

全庁的に職員が我がこととして、公共施設マネジメント政策の意義を理解し、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくための、職員研修会等を実施しています。

2.3.2 情報管理・共有

公共施設等マネジメントを着実に推進していくためには、施設のコスト・サービス・ストックなどの情報を正確に把握し、費用対効果や将来的な更新コストなどを適切に分析していく必要があります。そのため、まず公共施設に関する情報をデータベース化（公共施設データベース）しました。さらに、所管部署において点検・修繕・建替などの情報をデータベース化（点検・修繕データベース）していきます。

今後、公共施設データベースと点検・修繕データベースを連携（施設関連データベース）し、それらの情報を活用して所管部署において施設の評価を行い、個別施設計画や長寿命化計画を策定していきます。また、所管部署をまたがる施設の複合化を検討する際にも、施設関連データベースを活用して施設の有効利用を図っていきます。

また、本町においても地方公会計制度に向けての取組みを開始していますが、施設関連データベースと固定資産台帳を連携させることにより、施設の土地・建物を資産としてとらえ、それらの資産情報を含む公共施設全般に関連する情報が一元的・総合的に管理できるような仕組みを検討していきます。

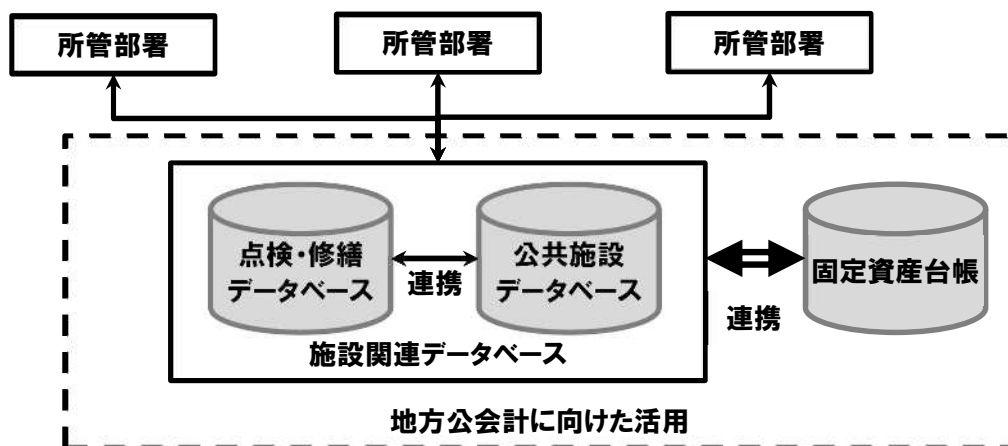


図 2-5 施設関連データベースの活用イメージ

2.4 フォローアップの実施方針

2.4.1 公共施設等マネジメント業務サイクルによるフォローアップ

本計画を着実に進めていくには、PDCA サイクルにより日常業務の中で公共施設等マネジメントを定着させることが重要となります。

つまり、本計画の策定を行い（Plan：計画）、本計画に基づいて公共施設等マネジメントを実施し（Do：実行）、定期的に資産を評価・検証し（Check：検証）、評価結果に基づいて修繕・更新し（Action：改善）、必要に応じて本計画を見直す（Plan：計画）というサイクルを回していくことが定着させる鍵となります。

こうしたPDCA サイクルを進めていくには、資産に関する情報（資産関連データベース）を日常業務の中で活用し、点検・修繕・建替等の変更が行われた際にはその情報をデータベースに反映させていくことも重要な活動の一つとなります。

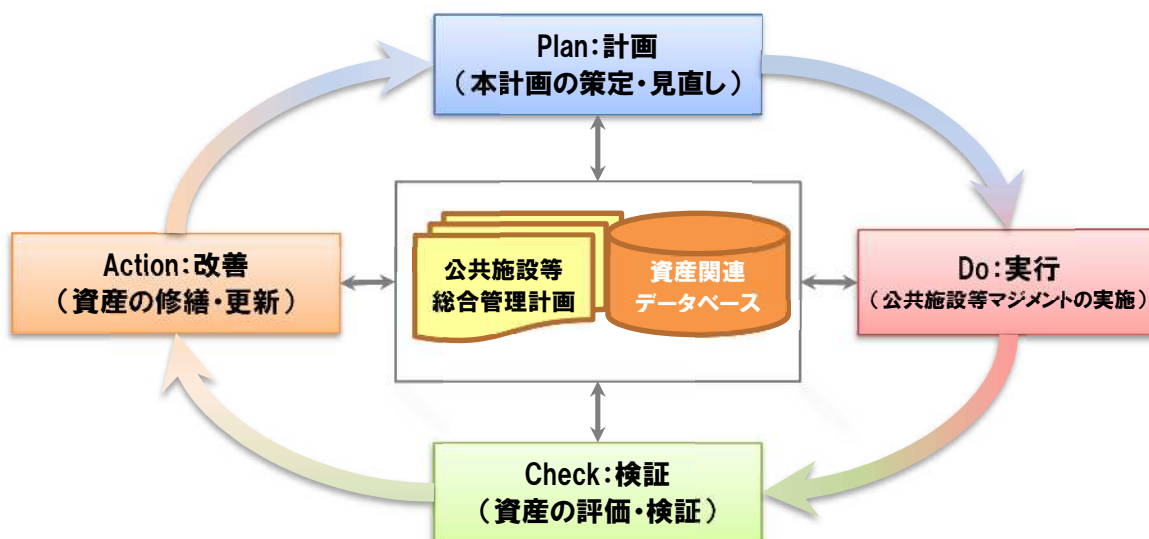


図 2-6 公共施設等マネジメントのフォローアップイメージ

2.4.2 議会や住民との情報共有

本計画の趣旨や内容について、議会・住民に理解を得られるよう、本計画を町ホームページ等に掲載し周知を図っていきます。

「協働」の理念のもと、議会や住民と協力して資産を支え、有効に利活用できるように働きかけていくことが重要であると考えています。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

3.1 施設類型ごとの基本方針

公共施設における施設類型は、総務省により提示されている分類を参考とし、本町公共施設を下表にしたがって分類しました。この分類をもとに、公共施設等の管理や再編についての基本的な方針を踏まえ、施設類型ごとの基本的な方針を以下に整理します。

表 3-1 公共施設 施設分類表

大分類	中分類
市民文化系施設	集会施設
	文化施設
社会教育系施設	図書館
	博物館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
	レクリエーション施設・観光施設
産業系施設	産業系施設
学校教育系施設	学校
子育て支援施設	幼保・こども園
	幼児・児童施設
保健・福祉施設	その他社会保険施設
行政系施設	庁舎等
	消防施設
	その他行政系施設
公園施設	公園施設
供給処理施設	供給処理施設
上水道施設	上水道施設
その他	その他

3.2 市民文化系施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
集会施設	多賀町中央公民館「多賀結いの森」	2019	木造	2,594	直営	避難所
文化施設	淡海文化創造館	1997	RC	102	委託	指定なし

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1) 管理の基本方針

(現況と課題)

- 集会施設（多賀町中央公民館）は、建替えに向けて多賀町中央公民館整備検討委員会において既存施設の複合化・集約化について検討を実施しました。
その結果、令和元(2019)年に新たに多賀町中央公民館「多賀結いの森」を建設し、旧中央公民館を除却しました。
- 文化施設（淡海文化創造館）は、築年数は27年で耐震診断等は不要です。現在は、多賀観光協会に管理を委託し、多賀観光協会とシルバー人材センターが利用しています。

(基本方針)

- 多賀町中央公民館「多賀結いの森」は、適切に維持管理を行い、町民・企業・各種団体の利用・活用を促進します。
- 淡海文化創造館は、施設の老朽状況や利用状況、立地特性等を考慮しつつ将来に向け、維持、転用、譲渡、廃止など、効果的な活用について検討します。

3.3 社会教育系施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
図書館	多賀町図書館	1998	RC	3,673	直営	避難所
博物館等	あけぼのパーク多賀 (博物館)					
博物館等	あけぼのパーク多賀 (文化財センター)	1999	RC	808	直営	避難所
博物館等	歴史民俗資料館	1980	RC	634	直営	指定なし

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1) 管理の基本方針

(現況と課題)

- 図書館の貸出し冊数は年々減少傾向にありますが、町民の利用率は県内でトップクラスを維持しています。全国的に見ても多く利用されています。
- 開館日数は週6日開館しており県内図書館の中でも多く、コスト増となっている面もあります。
- 博物館の利用者数は年間約1.3万人でコロナによる減少をとりもどしつつある状況です。あけぼのパーク多賀の総コストのうち、工事請負費、光熱水費、人件費の割合が高くなっています。博物館と文化財センターでは会議室、研修室等の貸し出しをおこなっていますが、稼働率は23%~7%となっています。(博物館内会議室は一般開放を実施していません。)
- 歴史民俗資料館は、築後44年を経過しているため、施設の老朽化が懸念されます。(現在一般開放はおこなっていません。)

(基本方針)

- あけぼのパーク多賀内の施設は、施設の老朽状況や利用状況、立地特性、住民ニーズを考慮しつつ運営方法について検討します。また、施設点検による異常の早期発見・早期対策による長寿命化についても検討します。施設運営に係る費用負担の軽減のため、民間の技術・ノウハウ等の活用について検討します。
- 歴史民俗資料館は、施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、町全体的な視点による活用の方法や、他施設への用途変更等について、解体も含めて検討します。
- 多賀町中央公民館「多賀結いの森」新築に伴い、博物館及び文化財センター、歴史民俗資料館の組織や事業などを見直します。

3.4 スポーツ・レクリエーション系施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
スポーツ施設	多賀町 B & G 海洋センター	1984	RC	3,009	直営	避難所
スポーツ施設	多賀町民グラウンド	1985	RC	157	直営	指定なし
スポーツ施設	滝の宮スポーツ公園	1994	CB	1,261	直営	避難所
スポーツ施設	滝の宮スポーツ公園グラウンド・ゴルフ場	2014	W	50	直営	指定なし
スポーツ施設	多賀町民柔剣道場	1982	S	317	直営	指定なし
スポーツ施設	大君ヶ畑体育館	1997	S	668	指定管理	避難所
スポーツ施設	多賀町フィットネス&カルチャーセンター	2013	S	321	指定管理	指定なし
スポーツ施設	多賀勤労者体育センター	1979	SRC	1,520	直営	指定なし
レクリエーション施設・観光施設	高取山ふれあい公園	1994	W	2,335	指定管理	指定なし

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1) 管理の基本方針

(現況と課題)

- スポーツ施設は、比較的多くの施設が、町内に点在しています。多賀勤労者体育センター、多賀町民柔剣道場、多賀町B&G海洋センター、多賀町民グラウンドは、築40年以上経過しています。利用者数は施設ごとにばらつきがあり、数百人～3万人以上となっています。施設にかかるコスト検証等の結果、令和元年10月より指定管理者制度に移行し、経費のほとんどを占めるのが指定管理に関する委託料で、その他に修繕費や工事請負費の支出が主なものとなっています。
- スポーツ少年団等のスポーツ団体の利用などで多賀町B&G海洋センター体育館や多目的運動広場および町民グラウンドの稼働率が高い反面、一般の方の利用が困難な状況となっています。
- 小中学校の学校体育施設の開放を行ない、社会体育施設が利用しにくい環境を回避するとともに利便性の向上を図っています。
- 高取山ふれあい公園内の施設は、築後30年の施設が多くなっています。バンガローが主な施設で、バリアフリー化は、ほぼ未対応となっています。利用者数は年間1万人前後で、コロナによる減少をとりもどしつつある状況です。夏季の利用が多くなっています。

(基本方針)

- スポーツ施設においては、施設の老朽状況や利用状況、立地特性、住民ニーズ稼働状況および施設運営等に係る費用負担の軽減などの検討を重ねた結果、多賀町民柔剣道場を除く社会体育施設について令和元年10月より、指定管理者制度に移行し、民間の技術・ノウハウ等の活用に努めています。

引き続き指定管理者制度を活用するとともに、施設点検による異常の早期発見・早期対策による長寿命化や、光熱水費の低減を図るための省エネルギー化への取組についても推進します。

- 令和6年度に建設予定のシルバー人材センターが新築された際は、勤労者体育センターは除却の予定です。
- 引き続き、小中学校の学校体育施設の開放を行うことにより、多くの方が利用できるよう努めるとともに社会体育施設の利便性の向上を図ります。
- 高取山ふれあい公園は、施設点検による異常の早期発見・早期対策による長寿命化を図ります。大型宿泊施設の整備により大人数での受け入れが可能となったため、自然体験型観光や環境学習などのプログラムを作成し、利用者の増加に資する取り組みを図ります。

3.5 産業系施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
産業系施設	林業会館	1981	S	490	直営	指定なし

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1)管理の基本方針

(現況と課題)

- 林業会館は、築後40年以上経過していて、バリアフリー化も未対応です。施設利用は一部の団体による月10回程度となっています。林業会館は、施設にかかるコストは光熱水費が全体の約4割となっています。施設の稼働率は低く、老朽化が進んでいることにより修繕費は増加傾向にあります。

(基本方針)

- 林業会館は施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、今後の活用を見据えた施設のあり方を検討します。施設運営に係る費用負担の軽減のため、民間の技術・ノウハウ等の活用に加え、譲渡・廃止など効果的な活用について検討します。

3.6 学校教育系施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
学校	多賀中学校	1968	S	6,640	直営	避難所
学校	多賀小学校	1956	RC	5,810	直営	避難所
学校	大滝小学校	1976	CB	3,657	直営	避難所
学校教育施設	大滝通級指導教室	1982	S	425	直営	指定なし

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1)管理の基本方針

(現況と課題)

- 学校施設は、どの施設も築年数が40年以上となっています。特に多賀小学校は築年数70年をまもなく迎える状況です。多賀町全体の児童・生徒数は、近年、増加傾向で推移していますが、数年後には減少傾向に転じる見込みです。施設にかかるコストは、人件費、工事請負費、光熱水費の割合が高くなっています。
- 大滝幼稚園は用途変更を行い、学校教育施設の大滝通級指導教室として転用しました。

(基本方針)

- 今後の児童・生徒数の動向や、地域における役割を十分に踏まえ、適切に維持管理します。また、施設の老朽化が進行しているため、定期的な点検を実施し、異常の早期発見・早期対策を推進し、適切な修繕を行い、学校利用者の安全確保を図ります。
3校ともに築年数の経過が著しく、これ以上の長寿命化ができないことから、築年数や財政状況を踏まえて、計画的に小学校・中学校の建て替えに向けた取組を進めます。

3.7 子育て支援施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
幼保・こども園	多賀ささゆり保育園	2003	S	2,889	直営	指定なし
幼保・こども園	大滝たきのみやこども園	2006	S	629	直営	指定なし
幼保・こども園	久徳うぐいすこども園	2023	S	1,576	直営	指定なし
幼児・児童施設	多賀町放課後児童クラブ (第一施設)	2014	w	364	直営	指定なし
幼児・児童施設	多賀町放課後児童クラブ (第二施設)	2021	S	361	直営	指定なし

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1) 管理の基本方針

(現況と課題)

- 平成30(2018)年度にたきのみや保育園と大滝幼稚園を一体化し、大滝たきのみやこども園を開園しました。旧大滝幼稚園舎は、学校教育施設の大滝通級指導教室として転用しました。
令和5(2023)年に久徳うぐいすこども園を開園し、多賀幼稚園を除却しました。
多賀ささゆり保育園と大滝たきのみやこども園は比較的新しい施設ですが築年数20年を迎えるため、適切に維持管理する必要があります。在籍園児数は、増加傾向で推移していますが、数年後には減少傾向に転じる見込みです。
- 令和3(2021)年に多賀町放課後児童クラブ(第二施設)を建設しました。
- 多賀児童館は、多賀町中央公民館「多賀結いの森」新築に伴い、除却しました。

(基本方針)

- 各施設ともに定期的な点検による異常の早期発見・早期対策を推進し、適切な時期に施設の長寿命化、園利用者・施設利用者の安全確保を図ります。

3.8 保健福祉施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
保健福祉施設	清涼ファミリーステーション	1980	RC	652	直営	指定なし
保健福祉施設	川相生活改善センター	1979	RC	101.16	直営	指定なし
保健福祉施設	多賀町総合福祉保健センター	2000	SRC	4607.76	直営	福祉避難所

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1)管理の基本方針

(現況と課題)

- 多賀町総合福祉保健センターは、築20年以上経過し、修繕費、工事請負費が増加傾向にあります。施設にかかるコストは、約半分が人件費となっていて、光熱水費、維持管理委託料が次に多くなっています。
未利用となっていた旧浴場スペースは、令和元年度にプレイルームとして改修し、障害を持った児童に課題の補助、学習のサポート、集団活動、余暇の提供を支援する放課後等デイサービスを実施しています。
- 多賀町総合福祉保健センター以外の施設は、築40年以上経過していますが、高齢者のニーズに合わせて、平成26年度に川相生活改善センターを改修し、平成28年度には、清涼ファミリーセンターの一部を小規模多機能型居宅介護施設へ改修しました。

(基本方針)

- 多賀町総合福祉保健センターは、本町の社会福祉施設の中心施設としての機能を充実させ、適切に管理運営を行います。定期的な点検による異常の早期発見・早期対策を推進し、施設の長寿命化、利用者の安全確保を図ります。
- 多賀町総合福祉保健センター以外の施設は、地域のニーズに対応できるよう、適切に管理運営を行います。定期的な点検による異常の早期発見・早期対策を推進し、施設の長寿命化、利用者の安全確保を図ります。

3.9 行政系施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
庁舎等	多賀町役場	1978	SRC	4,977	直営	指定なし
庁舎等	大滝漁業管理休憩所(川相出張所)	1982	RC	121	直営	指定なし
消防施設	佐目消防センター	1992	S	72	直営	指定なし
消防施設	久徳消防センター	1994	S	111	直営	指定なし
消防施設	敏満寺消防センター	2004	RC	94	直営	指定なし
消防施設	芹谷消防センター	2014	W	110	直営	指定なし
消防施設	大滝消防センター	2017	S	113	直営	指定なし
その他行政系施設	四手地区防災資機材等備蓄施設	2011	S	40	直営	指定なし
その他行政系施設	防災備蓄倉庫	2012	S	65	直営	指定なし

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1) 管理の基本方針

(現況と課題)

- 庁舎等はどちらの施設も築後40年以上経過しており、老朽化が懸念されます。役場庁舎は、平成24年度に耐震補強工事を実施しています。
- 消防施設は、どの施設も比較的新しくなっています。平成29(2017)年に大滝消防センターを建設しました。施設にかかるコストは、修繕料の占める割合が高くなっています。
- その他行政系施設（備蓄施設）は、どちらの施設も比較的新しい施設です。

(基本方針)

- 庁舎等・消防施設・その他行政施設は、計画的な保全により施設の長寿命化を図ります。また、光熱水費の低減を図るための省エネルギー化への取組についても検討します。

3.10 公園施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
公園施設	四手公園 トイレ	1996	S	7	指定管理	指定なし
公園施設	多賀公園 トイレ	1998	S	21	指定管理	避難所

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1)管理の基本方針

(現況と課題)

- 公園施設はどちらの施設（トイレ）も築20年以上経過しています。年間の利用人数は四手公園で約3,500人、多賀公園で約1万人と施設によりばらつきはありますが、ほぼ横ばいで推移しています。施設にかかるコストは管理に要する管理委託料が半分以上を占めています。

(基本方針)

- 多賀町中央公民館「多賀結いの森」新築に伴い、隣接地に令和6(2024)年度完成予定の都市公園を整備しています。
- 公園施設は、計画的な保全により施設の長寿命化を図ります。

3.11 供給処理施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
供給処理施設	菅原地区農業集落排水処理場	2006	RC	349	直営	指定なし
供給処理施設	佐目地区農業集落排水処理場	2007	RC	288	直営	指定なし

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1)管理の基本方針

(現況と課題)

- 供給処理施設はどちらの施設も築年数が20年未満となっています。施設にかかるコストの半分以上が管理に要する委託料となっています。電気設備・機械設備を中心に耐用年数を経過した設備の更新費用が増加傾向にあります。施設使用料等による収入が、コストの1割～2割となっています。

(基本方針)

- 供給処理施設は、計画的な保全により施設の長寿命化を図ります。また、光熱水費の低減を図るための省エネルギー化への取組についても検討します。
- 人口減少に伴い利用人口も減少傾向にあることを踏まえ、補助金等も活用しつつ、改築更新も含め施設を計画的に維持管理します。

3.12 上水道施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
上水道施設	敏満寺浄水場	1971	RC	268	直営	指定なし
上水道施設	川相浄水場	1972	CB	110	直営	指定なし
上水道施設	仏ヶ後浄水場	2012	RC	379	直営	指定なし
上水道施設	大君ヶ畑浄水場	2014	RC	50	直営	指定なし
上水道施設	南後谷浄水場	1973	CB	23	直営	指定なし
上水道施設	梨ノ木配水池	2010	その他	13	直営	指定なし
上水道施設	大杉加圧所	1983	CB	10	直営	指定なし
上水道施設	大谷加圧所	2007	RC	25	直営	指定なし
上水道施設	水谷加圧所	2014	RC	38	直営	指定なし

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1)管理の基本方針

(現況と課題)

- 上水道施設では、敏満寺浄水場と川相浄水場が築後50年以上経過しています。施設にかかるコストは、ほとんどが管理に要する委託料と光熱水費となっています。

(基本方針)

- 上水道施設は、計画的な保全により施設の長寿命化を図ります。また、光熱水費の低減を図るための省エネルギー化への取組についても検討します。今後の人口減少に伴う水需要の減少に合わせた施設規模について検討します。また、将来的な広域化についても、選択肢の一つとして検討します。

3.13 その他施設

施設一覧

中分類	施設名	建築年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
その他	スクールバス車庫	1995	S	76	直営	指定なし
その他	旧育苗センター内倉庫 勤体倉庫	1996	S	120	直営	指定なし
その他	除雪車車庫 (多賀)	1981	S	76	直営	指定なし
その他	びわ湖東部中核工業団地 (新) 除雪施設	2010	S	196	直営	指定なし
その他	びわ湖東部中核工業団地除雪施設	1997	S	80	直営	指定なし
その他	旧大君ヶ畑保育所	1961	RC	208	直営	指定なし

※同一施設において複数の棟がある場合、建築年及び耐震化状況については、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

(1) 管理の基本方針

(現況と課題)

- その他施設は、スクールバス用倉庫や除雪施設など、比較的簡易で延床面積の小さい施設となっています。施設にかかるコストは、修繕費の占める割合が高くなっています。

(基本方針)

- 計画的な保全により施設の長寿命化を図ります。旧大君ヶ畑保育所は、現況と将来活用の有無を踏まえ、総合的な視点から除却も含め施設のあり方を検討します。

むすび

人口減少・少子高齢化の進展という直面する大きな課題がある中で、町が保有している公共施設等のあり方を考えることは、将来に向けて必要な住民サービスの維持やさらなる向上をさせていくためには、避けて通れない時代に入りました。

この計画は、単に施設の縮小や廃止を目的に策定するものではありません。どうしたら、今の世代また次の世代に、必要以上の負担をかけず、必要十分なサービスを確実に提供していくことができるのか、そのためには何をすべきなのかを考えていく、その端緒となる計画です。大切なのは、住民にとって必要な施策なのか、適正な経費なのかを考えながら、限られた財源の中で、予算の配分や投資事業の重点化、優先順位付けを行い、計画的に実施していくことです。

多賀町の特徴を活かした「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」を創生することを目指し、住民の皆様が地域に誇りを持ち、子どもや若い世代が未来に夢や希望を持てる、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくものです。

多賀町公共施設等総合管理計画

発行日 令和6年3月【改定】

多賀町総務課

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀 324

電話：0749-48-8111（代表）FAX：0749-48-0157

E-mail：soumu@town.taga.lg.jp